

会議録

平成 30 年 2 月 16 日(金) 場 所 3 階 第 5 研修室

会 議 名 : 第 7 回総務・経済常任委員会

出席委員 : 平野委員長、佐藤副委員長、新井田委員、竹田委員、相澤委員、手塚委員
福嶋委員、鈴木委員、吉田委員、又地委員

欠席委員 : なし

会議時間 午前 10 時 00 分～午後 2 時 49 分
事務局 吉 田、西 嶋

開 会

1. 委員長挨拶

平野委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから第 7 回総務・経済常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は 10 名でございます。委員会条例第 14 条の規定による委員定数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

早速、事前に資料を配付しております。

本日は、調査事項が 3 点ほど、またその他もありますので、午後、夕方まで時間がかかるかと思いますが、各委員さんにつきましては、よろしく願いいたします。

2. 調査事項

(1) <保健福祉課・病院事業>

・老人保健施設「いさりび」と特別養護老人ホーム「恵心園」との経営統合について(継続)

平野委員長 早速、調査事項の(1)といたしまして、病院事業の皆さんと保健福祉課の皆さんにお越しいただいています。おはようございます。お疲れ様でございます。

老人保健施設「いさりび」と特別養護老人ホーム「恵心園」との経営統合について、継続の調査事項でございます。

資料が配付されておまして、両担当課あるのですけれども、現在は病院事業が主となって進めておりますので、資料の説明のほうを病院事業の平野事務局長から説明のほうをお願いいたします。

平野病院事務局長。

平野病院事業事務局長 おはようございます。

それでは、配付させていただいております資料に基づき、ご説明申し上げます。

資料1ページをお開きください。

本日は、その他含めまして、9項目でレジュメに沿ってご説明いたします。

まず、一つ目の最終合意の締結についてでございます。

こちらにつきましては、前回の第6回総務・経済常任委員会でお示ししました案のとおり、平成29年12月26日に3者で合意をしております。その合意につきましては、3ページにそれぞれの代表者の署名という形で、調印式を終えていることをご報告いたします。

続いて、2番目の改修工事進捗状況及び備品購入についてでございます。

こちらについても落札額等につきましては、前回の委員会でご説明をさせていただいております。その後、設計変更が生じておりますので、その概要等につきまして、ご説明いたします。

まず、建築主体工事であります。

こちらにつきましては、表で増崇額と書いております。こちらが設計変更をした額でございます。

建築主体につきましては、758万1,600円であります。この主な内容につきましては、当初、作り付けの家具等につきましては、備品で購入費で対応する予定だったのですが、申請段階で過疎債の適用ができるということで、決定しております。ご承知のとおり過疎債につきましては、普通交付税で7割バックがございますので、一般財源で購入するよりも効率的な納入が図られるというようなこともあり、建築主体に含めてやれるものにつきましては、こちらで対応したというようなことで、758万1,600円増えております。家具ほかにつきましては、作業部会の中でやはり職員の休憩場所がほしいとかというような要望も出ておりました。今回、80床プラス8床で、空いている物品庫等も居室というような形で使用していますので、その場所が確保できないということで、それぞれのフロアにある隅の部屋となっていない空きスペースをアコーディオンカーテン等を付けて、一時的な休憩場所にするというような工事費用も含めて、大きな額の設計変更となっているところでございます。

続いて、機械設備につきましては、280万8,000円の設計変更による増額でございます。

こちらにつきましては、エアコンの機種変更等によるものでございます。当初、エアコンにつきましては海側のみ、そして天井に埋め込み型を付ける予定で設計をしたのですが、実際工事に入りまして天井裏を確認したところ、なかなかスペースを確保できないというようなこともあり、外付けのエアコンにしております。また、海側のみで当初効率的な利用者さんの夏季におけるサービスを図られるというような考えだったのですが、やはり機種変更したことにより、能力等も若干劣るということで、やはり山側のほうにも付けたらいいというようなことに決めまして、現場監督員の建設課の技師と協議等をした中で、追加しております。それが、280万8,000円の大きな内訳でございます。

続いて、電気設備工事については、56万1,600円。これは、いまご説明申し上げましたエアコン等の設計変更に伴う増崇ということになっております。

続きまして、備品購入でございます。

備品購入につきましては、特養に移行するということで、それぞれ介護浴槽、リフト付きシャワーキャリー、いわゆる中間浴、車椅子等で入れる特別な浴槽でございます。その整備とスチームコンベクションオープンという家庭で例えるならば、オープンというも

のと同じでございます。こちらについては2台あったのですけれども、1台が故障待ちで、故障の時には別の1台というような中で対応してきたのですが、4月から80名ということで、フル稼働しなければならないと。給食に支障が来さないようにというようなことで、購入をしております。それぞれの業者名、落札金額、落札率につきましては、記載のとおりでございます。

あと1点、私のほうで設計変更でご説明をするのが忘れております。工期延長もございました。当初、1月31日というような工期でやってきたのですけれどもこの間、設計変更の業務が増えましたので、2月末ということでこちらでも変更しております。

続いて、3番の作業部会の開催状況でございます。

前回の委員会では、主に業務内容をそれぞれ出した中で、スムーズな移行ということで、行ってきております。その後、第8回・第9回と開催してきまして、最終的には職員の配置状況も決まっております。

入所部門につきましては、2階・3階ツーフLOORあります。そこにフロアリーダーを1名配置し、統括業務を行わせます。そして、ステーションがフロアに二つありますので、ステーションリーダーを配置すると。その下に、2名のサブリーダーを配置し、職員は総数10名プラスフロアリーダーの11名で行います。職員でカバーできない部分については、2名のパートがフォローするという感じで、それぞれのステーションにつきましては12名、そして上にフロアがいるという形ですので、フロア全体では25名で回しています。

これの人数が確保できるということであれば、週休二日制も無理なく回せると。突発的な休暇につきましても、フロアリーダーが対応できるということで、サービスの向上がいままでより格段向上するというようなことで決めております。

ただ現状、後ほど説明しますけれども、恵心園さんのほうでの退職が少し多いということもあり、4名いまの体制では足りないというような状況でございます。これについては、町政広報並びに新聞へのチラシを入れまして、募集しているというような状況であります。

また、職員の確保につきましては、どこの施設もそうですけれども、なかなか見つからないというようなこともありますので、看護師同様に介護福祉士も紹介会社等がありますので、そちらの会社の活用などをして、職員を増やしたいというふうに考えております。

ただ、職員が確保できない場合につきましては、いまいる職員の中から通所部門に用務にあたっている職員を入所の業務経験がある者を優先的に入所に移動をして回すという予定でございます。通所につきましては、パート職員さんについて職員が見つかるまで、パートではなく恒常的に勤務に入っていくというようなことで、現在最悪の場合はこのようなスタイルで運営を考えているところでございます。

②の通所部門につきましては、利用日の調整を主に協議してきております。4月以降については、日曜日も行いますので、そのシフトや利用者さんの効率的な輸送ができるようなことで検討をし、第4回の通所部門の作業部会で最終の意向調査後の利用日が決定しているところでございます。こちらのほうの職員につきましても、常日勤が6名、そしてパートが1.5人、午前中1人、午後から2名というような体制で回すと。職員配置につきましては、13名を予定しているところでございます。

続いて、2ページをお開きください。

2ページにつきましては、施設間の職員研修です。

それぞれの入所者さんの状況の把握や効率的な作業形態を考えるとということで、相互間の施設間交流を行いながら4月1日に向けて体制を整えているところでございます。

日勤帯の研修につきましては、恵心園さんの職員については、昨年12月11日から2月9日、計16名のいらっしゃるかたの研修を終えられております。いさりびにつきましては、今月の13日から約4日間かけて職員全員が恵心園のほうに行った中で、入所者さんの状態やケアの状況を研修してくるということでございます。

続いて、夜勤につきましては、恵心園さんの職員が2月3日から今月いっぱいにかけて、うちのユニット型の夜勤について、研修を受けるというようなところでございます。

また、3月以降につきましても、恵心園さん側の職員が空き具合を見ながら当施設のほうに来て研修を受けるというようなことで、現在進めているところでございます。

続いて、5番の恵心園職員の身分移管についてでございます。

これは、前回ご報告しました数値と変わっておりません。ですので、人数は変更ないのですけれども、内容が若干変わっております。臨時職員2名というようなことだったのですけれども、ここを辞められるというようなかたに私のほうからもう一度恵心園さん側で何とか引き続き勤めていただきたいということで、慰留をお願いしました。そうしたところ、1名のかたが残っていただくということで増えたのですけれども、残念ながら福島町から通われているかたが福島町でこれを機会に転職して働きたいという意向が出て、トータル変更なしというようなことで変わっておりませんということをご報告させていただきます。

続いて、6番の新施設におけます入所判定委員会の開催ということで、こちらにつきましては、1月の29日に開催しております。開催にあたっての要綱については、4ページ以降に木古内町特別養護老人ホームいさりび入所判定委員会設置要綱を定めた中で行いました。

委員構成につきましては、病院事業から管理者と私、恵心園からは施設長、事務長、そして第三者的立場で町の保健福祉課長、民生員協議会の会長という6名の中で、決定しております。

入所決定の手順でございますが、これは6ページのほうに入所利用者優先順位というふうに書いてある1番から6番の順番にしたがい、優先的に決めていきたいと思いますということで、最初に確認をした中で進めてきました。

まずは、1番目には優先順位として現在、恵心園に入所されているかたを決定しますと。

2番目は、いさりびの入所者で要介護度が3以上、そして在宅復帰型の施設へ転換する前に入られたかたについて入れましょう。3番目がいさりびの入所者のかたで、要介護度は1から2ですけれども、在宅復帰前に入られたかたを入所させましょうと。ただし、高齢のかたにつきましては、厚労省が定めた要介護度の1・2でも入られるような基準に合う人を入れましょうというようなことで、米印の2番に書いておりますこの四つに合致する人を決定しております。その後、いさりびに入所されたかたで、要介護度が3以上ですが、在宅復帰施設として在宅に帰られる予定で入所されている人で、平成29年末で恵心園に入所申し込みをしているかたを決めましょう。

5番目は、恵心園の純粹なる待機者で要介護度3から5のかた、そして最後に恵心園の待機者で要介護度は1から2と低いかたでも先ほど申し上げました厚労省の基準に合致す

るかたというようなルールを先に決めまして、入所決定を既に決めているところでございます。この結果、現在恵心園、そして老健いさりびに入られているかたで引き続き、入所を希望されるかた全て、入所を決定することができております。その人数が 79 名でございますので、残りの 1 名を 5 番に掲げております恵心園の待機者から入所させるということで、1 名決めさせていただいて、ご本人に恵心園側で通知をしているところでございます。

この要綱につきましては、優先順位等を決めるための設置要綱でございましたので、4 月 1 日以降は新たなメンバーで新特養いさりびの構成の中で決めていくというようなことで、確認もしているところでございます。

続いて、7 番の病院事業組織図（案）でございます。

こちらについては、最終ページの 7 ページをお開きください。

こちらの右側の部分が特養におけます組織図でございます。これまでは、老健施設として入所、そして通所リハビリ、いわゆるデイケアを行ってききましたが、デイケアにつきましては、医療法上の管轄になるということですので、4 月 1 日以降は病院長の管轄になります。ですので、通所リハビリと特養の主幹がつながっていますが、組織上は病院に入りますが、施設の一体的な運営ということを考えれば、特養が管理するというようなスタイルの組織図を検討しているところでございます。

組織図につきましては、特養の運営につきましては、北海道が定めます特養ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例というのがございますので、これに基づいて施設基準で必要な人員を配置いたします。

これは、施設長につきましては、設置基準で決められておりますので、必ず置かなければならない。また、設置にあたっては、資格要件がございます。基本的に社会福祉主事の任用資格をお持ちのかたということでドクターなり、あとは社会福祉士、そして一定の研修を受けた者というような大括りがありますので、この基準に合うとすればやはり病院事業の小澤先生が引き続き、兼務するのが望ましいかなというような考えで、現在小澤先生を施設長とするようなことで、協議を進めているところでございます。

その下に事務長がおりますけれども、事務長、主幹以下につきましては、事務職員の配置基準はございませんので、基準ではないのですけれども、やはりいままで同様に事務を司る事務長を 1 人置きたいと。

主幹につきましては、平成 26 年に一度主幹を置いた経過がございます。今回の主幹につきましては、やはり両施設が経営統合をしますので、今後いろいろな課題を抱えた中で 1 年間運営していくと。そうした場合に、事務長 1 名でやるよりは事務長、主幹というような両輪体制でやったほうがより効果的な施設運営が図られるというようなことで、主幹の配置を検討しているところでございます。

その下に、看護介護主査が介護の部門と看護の部門を統括すると。そして、事務等につきましては、施設運営ということで、事務そしてケアマネ業務、相談業務を統括する主査を 1 名配置する予定でございます。現在は、このようなことで考えているということでご報告をさせていただきたいと思っております。

最後に、8 番の事業・会計名称（案）と条例改正でございます。

事業名称につきましては現在、木古内町介護老人保健施設事業会計ということで、いわゆる老健会計ということで、会計を設けていますけれども、今後については特養と通所リ

ハビリを一体的な会計とみなしたほうが経営上も運営上も見やすいのではないかという判断の下、木古内町高齢者介護サービス事業会計で、二つの事業を一本化してやりたいというような考えでございます。

ただこれは、総務省から出されておりますいろいろな指針の中で、具体的な例として挙げれば、軌道事業と電気事業、電気事業とガス事業と一緒にやるということは、問題ないというような見解は示されていますけれども、当町のほうとしましても、病院医療と特養介護という性質が異なるものでありますから、現在、総務省のほうの公営企業課のほうに照会して回答を待っているところであります。予算編成に絡むので、なるべく早めに回答をいただきたいということでお願いしていたのですが、双方の行き違いがありまして、総務省のほうでは平成 31 年度の予算ということで、少し余裕があるのかなというふうなことを、昨日、総務省の担当とお話して、30 年度の予算ですので早急をお願いしたいということで、月曜日まで何とか間に合わせるようにしますというような回答をいただいているところでございます。

続いて、条例改正であります。

条例改正につきましては、経営統合に伴う名称の変更により条例改正を 3 本挙げさせていただいております。ただ、資料を作った段階で、病院事業に関係のある部分を抜粋して掲載させていただいたのですが、その後、総務の法制担当と協議した結果、職員定数条例や介護予防及び生活支援事業条例等もありますので、個別の条例提案ではなく、それら関係項目を 1 本にまとめて整理条例として、3 月の定例会で条例をさせていただきたいということで、現在進めているところでございます。以上、私のほうからご報告をさせていただきました。

平野委員長 それでは、説明が終わりましたので、各委員より質疑をお受けします。

鈴木委員。

鈴木委員 鈴木です。

3・4 点ほど、確認したいと思います。まず 1 点目なのですけれども今回、工期延長により 1 月 31 日から 2 月 28 日まで、延長されたと。約 1 か月ですね。計画の中で、影響はないのでしょうか。影響だったり課題だったり、もしあればお教えいただければと思います。

次が 3 ページです。3 ページのまず最終合意書の 4 番、現在いさりび及び恵心園に勤務している職員の処遇の部分でございます。「原則、現状を下限とし」ということで、これも当初の説明からこのような内容だったかと私も理解しております。最後の文のところ、「引き続き努力するものとする。」ということは、原則どおりいかないパターンもあるのではないかなと思います。現段階で原則どおりいかないパターン、どのようなパターンを想定されているのかと。そこの部分、細かい部分になるのですけれども、この文章だけ見ますと働く時間、働く仕事の量、質も変わらず下限として整備するものなのか。もしかして働く部分が増えて、いわゆる働く時間と職種内容ですね。その辺をどのように調整されているのかなという部分がちょっとこの文章だけだと見えませんので、ちょっと追加で説明のほうをお願いいたします。

あと 5 番の法人解散に伴う財産の部分ですが、基本的には個人には戻らないという基本的な原則があるかと思うのですけれども、現段階若しくは想定されるどれぐらい金額が我

が町に戻ってきて、それがどのような予算として処理されるのかなど。そちらのほうもお教えいただきたいと思います。

最後、6点目です。施設の名称、「木古内町特別養護老人ホームいさりび」とするということですが、確か一番最初に合併の話があった時に、お互いが大変だから合併ではなくて、我が町にとって明るい方向性であるぞと。そういうイメージを町民にも理解してほしいですし、入居するかたにもより良い環境で過ごしていただきたいと。そういった明るいイメージから名称は名称なのですけれども、いわゆる愛称と言いますか道の駅で言いますと、「みそぎの郷きこない」みたいな何かそのようなアイディア。よく小学校でしたり公園だったりですと名前を愛称を募集して、今回はこういう施設ですから入居者、若しくは高齢者のかたにこういう愛称があればいかがですかと。そのような考えはいまのところあるのかなのかという4・5点になりましたけれども、よろしく願いいたします。

平野委員長 平野病院事務局長。

平野病院事業事務局長 まず、1点目の工期延長に伴う影響の件でございます。

やはり一番懸念しなければならないのは、許認可がおりなければ4月1日で運営はできませんということでございます。2月28日でこれが間に合うかどうかなのですけれども、現状3月1日に工事完成後直ちに許認可の現地確認をしていただくということで、関係機関と協議が整っておりますので、これによる影響はないのかなというふうに思っております。

3 ページ目の原則どおりいかないパターンがあるのかというようなことでございます。

これにつきましては、正職員のかたについては、いまの身分をそのまま移行できる部署については、そのままの身分でというようなことで、提示をさせていただいております。

ただ、給食部門につきましては、民間の業者のほうに委託になりますので、そこでの業務というのがなかなかできないということもあり、いまの給与保障をするのであれば、違う部署への配置転換をして給与保障しますというようなことで、恵心園さんのほうにお伝えして、恵心園さんのほうで該当する職員のかたと面談をした結果、いまの部署以外であれば勤めることがなかなか厳しいので、私は身分移管は希望しないので、給食でずっと働きたいというような意向が示されました。ですので、このかたについては労働条件、保障につきましては下がりますけれども、ご本人の意向ということで、納得していただいた中で動いております。

あと、働く環境なのですけれども、先ほど申し上げましたとおり、いまの老健いさりびはなかなか老健自体を見ると人手不足もあり、休みやすい環境ではないというようなことであります。恵心園さんのほうは、ちょっとそこはどうなっているかわからないのですけれども、今回一緒になることで申し上げたとおり、4週8休が回ると。さらに突発的な例えばお子さんが病気になったとか、自分の体調が優れない時もフリーのフロアーリーダーがおりますので、その辺は上手く対応できるのかなというふうに考えております。

またもう1点につきましては、勤務時間につきましては、恵心園さんは8時間勤務ですけれども、うちは7時間30分なので、30分短くなります。短くなった分、給与はカットしませんので、労働時間も短縮になって、より働きやすい職場になるのかなというふうに考えておりますので、そこは職員の確保もして、そういう環境を提供できるよう日々努力していきたいなというふうに考えております。

3番目の財産です。こちらについては、原則は国庫に戻すということになるのですけれども、定款変更をしまして地方自治体、いわゆる町へ全額できるというようなことで、理事会を開いて変更していただき、北海道の許可もいただいております。ですので、残された財産につきましては、こちらのほうに書かれてあるとおり、全て木古内町に譲渡することです。ただ、最終的にいくらになるのかというのは、精算してみなければわかりませんが、現状2億円ぐらいありますから、その近辺の数字になるのではないのかなというふうに思っております。

その用途につきましては、理事会のほうに説明しておりますのは、木古内町として社会福祉施設等の事業に係る社会保障事業とそれについて使用するということではお伝えしておりますが、今後の具体的な使用につきましては、町部局等と検討していきながら、決定する段階になったら改めて議会のほうにお示しをさせていただければと思います。

名称のほうでございます。これを機会に何か付けたいのではないかなというようにご提案でございます。以前は、老健がスタートした時に「ライフケアいさりび」というような名称が付いていたのです。ただ、商標登録がされていて、同じ名称を付けているところが訴えられたというようなケースもあり、当初ライフケアというのを付けていたのですけれども、それを廃止したということもございますので、なかなか付けられればいいのしょうけれども、公募して具体的に選んでどうするかというよりは、現在も「老健いさりび」という名称が町民のかたには定着しておりますので、混乱をさせないということでも考えておりますので、現状のまま「特養いさりび」という中で親しみのある施設運営をしていければいいかなと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

平野委員長 いまの答弁の中で、ちょっと何点かなのですけれども、労働時間が8時間から7時間半になると日勤の話で。夜勤については、時間は長くなりますよね。その辺は、ただ単に短くなったということじゃなくて、夜勤も含めるとどうなのだというのも理解されているのが1点と、あと名称なのですけれども、そもそも「いさりび」というのがこの鈴木委員の言う明るくここにも「いつまでも自分らしくあるために」という名称であるので、これ自体がそういう意味合いのことなのじゃないでしょうか。どうでしょうか、その辺。

平野病院事務局長。

平野病院事業事務局長 夜勤の時間帯のご質問ですけれども、一週間の労働時間というのが町であれば条例、恵心園であれば就業規則で決められていると思います。町は37.75時間が一週間の勤務時間で、これに基づいて夜勤も行いますし、恵心園は8の5で40時間になりますから、夜勤も含めて恵心園のほうについては37.75時間で短くなるということですから、全体的に見ても労働時間は短くなるということをご理解いただければと思います。

いさりびにつきましては、ご指摘のとおりかなというふうにも考えますが、いさりび以上の名称変更については、現状考えておりませんので、そのままいきたいということをご理解ください。

平野委員長 ですから、その確認なのですけれども、夜勤がローテーションで組まれますよね。その夜勤が入る時間も含めて、37.75時間にしているということなのですね。わかりました。

鈴木委員。

鈴木委員 いつもどおりご丁寧な答弁ありがとうございます。

5番の財産の部分なのですけれども、まだ途中経過ですので、おおよそ2億円前後になるのではないかという答弁の中で、こちらは建物の評価の金額なのでしょうか。それとも何らかの基金があるということなのでしょうか。すみません。

平野委員長 平野病院事務局長。

平野病院事業事務局長 先ほどご説明しました2億円につきましては現金ということで、恵心園側で積み立てているいろいろな引当金等も含めて、2億円あるというようなことでございます。あと、土地も不動産も含めて譲渡されるというようなことをご理解ください。

平野委員長 鈴木委員。

鈴木委員 その現金の部分なのですけれども、ちょっと私の勘違いなのか最初の説明の時に、恵心園さんの修理改修等も含めて、お金がかかると。その中で、財産も基金もあるという表現よりはなという説明だったと私のほうで記憶していたのですけれども、今回のこちらのご答弁でこれが正しいということで理解いたしました。

また建物のほう、おそらくただ単純にどこかに貸したりだとか、単純に町のほうにとかそういう流れではないかと思うのですけれども、あの建物自体に今後活用方法も含めて、その中での課題だったりだとかクリアしなければいけないこと、もし現段階で考えている想定されていることで構いませんので、お教えいただければと思います。学校等いろんなことに活用したいというのも何かチラホラ聞いたりもしているのですけれども、現段階で教えていただければと思います。

平野委員長 平野病院事務局長。

平野病院事業事務局長 この間の協議の中でも町のほうでご説明はさせていただいていると思いますが、福祉避難所として活用したいということで、いま現在はそれ以上のものも何も検討はしていないというところでございます。

ただ、避難所等活用するにしても建築はだいぶ経過しておりますので、給排水の整備やもしかしたら耐震に要する費用とかも出てきますので、そこは今後、町のほうが中心となって活用方法について、具体的に検討されていくのかなと思います。

平野委員長 鈴木委員。

鈴木委員 わかりました。現段階すぐ活用できるという方法であれば、よろしいかとは思いますが。ただ、我が町に旧中学校も含めて今後、10年単位で考えていった時に、町自体の基金も減ってくる中で、いわゆる公共の施設を維持するという体力を今後、減ることを想定するのであれば、確かに町民のかた、福祉のかたにとっては、避難場所という聞こえはいいのですけれども、その維持費の部分も改修費の部分もどれぐらいかかるのかと。その辺りも含めて、長期的に計画していただいて、有効に活用していただければなと思います。答弁は入りません。

平野委員長 病院事業と町と離れちゃうのかな、町の考えとして。また、そういう話をする機会を必ず作らなければならないので。

ほか。

新井田委員。

新井田委員 私のほうから何点か。新設に向けて関係部署あるいは担当のかたは、日々大

変なご苦勞をされていると認識しております。本当にお疲れ様ですけれども、まずは頑張っていたきたいとそんなふうに思っております。

私のほうから、1 ページの先ほど冒頭、平野事務局長からご説明いただきました設計変更後の額ということで、1,100 万円ぐらいの金額が増額になっております。基本的には、過疎債で 70 %戻るのでというようなことでございますけれども、そもそも私ども素人から見させると、改修ですからやってみなければわからない部分というのは、当然あると思うのです。先ほど同僚委員からも出ましたように、基本的には快適な施設を目指すということから、そういう観点は十分理解できるのですけれども。ただ、報告から見ますとそもそもそういうことは当初から考えられることじゃなかったのかと。ということになれば、逆に言うと民間でいけば、見積もり落としだと。そんなふうなちょっと意味合いも私は感じました。やはり町の建物というかこういう改修工事というのは、ある程度見込みプラスいくらかのオンというのは当然必要だと思います。だから、見積もり精度をやはりもうちょっときちんとした形で、ある程度の見積もり精度を上げていくということも必要でないかと思うのです。増額になったから対応できればいいよねと、過疎債だから請求できるからいいのだよというようなことではなくて、やはりもうちょっとくどいようだけれども、精度を上げていただきたい。

そして、この 1,100 万円に対する口頭ではちょっと理解できているのですけれども、資料をやはりある程度皆さんに知らしめるべきじゃないかなと思うのです。その辺の資料請求に関して、できるかどうかという部分をまず一つです。

それと、2 ページの 6 の入所判定委員会の開催についてというその細部について、入所者のいわゆる利用者の選定基準が 7 ページに示されているのですけれども、これはある意味理解はしたのですけれども、当然こういう選定の中では、やむを得ないかたも当然いるということですが、当然外れるかたもいるわけですよ。そういう外れたかたの対応というか、聞くところによるとやはり在宅を目指してやるかたというのは、3 か月単位でコロコロコロコロ居場所が変わるわけですよ。そうするとやはり素人ですから、いろんな手当てを手づるを含めて、当然奥さんなりご主人なり、入所されるところを必死になって探さざるを得ないというような部分が当然聞いてくるのです。そういう中で、こういうかたに対してのそういう対応というかこういうことをされているのかどうかという部分も 1 点、この 2 点をお聞きしたいのですけれども。

平野委員長 平野病院事務局長。

平野病院事業事務局長 まず、1 点目の設計変更の件でございます。

こちらにつきましては、まず建築主体が今回多かったのですけれども、当初は消耗品や修繕費で対応するという考えであったのですけれども、起債の申請段階で過疎債がわかったと。当初からわかっていたら、こちらも含めて工事費に入れていたのですけれども、途中での起債申請だったものですから、北海道等の見解が出た中で対応したということで、このような形になったということで、ご理解していただきたいと思っております。

また、電気設備や機械設備の設計変更については、当初老健を設計しました設計業者であれば今回の天井の埋め込み型のエアコンも付けられるというようなことが具体的なわかっているというようなこともありましてお願いしたのですけれども、実際なかなかわかっていなかったというようなことで、確かにご指摘どおりだと思います。その辺につきまし

ては今後、新井田委員のご指摘を受けて現場をきっちり確認した中で、建設部局と協議しながら進めてまいりたいと思います。

また、資料につきましては先日、町の定期監査で同じようなご指摘を受けまして、実際のもう少し詳しい内容を知りたいということで、資料を提出したものがありますので、いま手元にありますので、終わったあとに名目は定期監査資料になっておりますけれども、これを代用していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、判定委員会の中で外されたかたの対応というようなことです。

今回、4名のかたが特養基準に合致しないというようなことでございました。木古内町のかたは1名で、木古内町以外のかたが3名です。これらのかたにつきましても相談員、ケアマネが中心になってほかの施設に受け入れできないかということで、いろいろ協議した中で残念ながら木古内町の新規の特養には入ることができませんでしたが、町外でそれぞれ施設に入ることができましたので、本人の意思には少し合わないかと思いますが、引き続き施設での生活をされるということになったということで、ご理解していただきたいというふうに思います。

平野委員長 ほか。

竹田委員。

竹田委員 1点は、施設長を小澤管理者ということに決まったと言うのですが、これ病院事業の管理者と兼務というか併用して弊害がないのかどうなのかという部分が1点。

縷々、今日までこの4月に間に合うように準備を進めて、80名の満床でスタートするというのは、大変良かったなというふうに思っています。ただ、この場合の統合の議論をした時、概算の収支というかそれが全然資料も出てこない。当然、スタートは経営的にはちょんちょんか若干起債等の部分が含まれると赤になるのかなというふうに思っています。

ただ、その辺のやはり収支の状況をアバウトでもいいから提示をして、何年頃まではこういう苦しい状況が続く。だけれども、その後は私は単純に計算すれば80床であれば、居室料もプラスになるわけだから、経営的には大丈夫だろうと。ただ、恵心園から来る例えば恵心園職員の給料の処遇。だから、今度は町の職員、恵心園の職員、そして非常勤という3本立ての体系になるわけでありまして。ただ、恵心園の賃金体系も条例等の提示がないからまだわからないのだけれども、当然この恵心園の職員の21名の部分については、この条例制定は当然時限立法なのだろうなというふうには思うのですけれども、これを恒久的にこの給与表を存続するのかどうなのかとその考えです。お聞かせ願いたい。

それと、恵心園からそのまま移行する47名、このかたの軽減を受ける人数が何人いて、軽減の対象外というか対象にならない人数が何名、そうすれば自ずとあれも出るわけだから。そういうものも資料として、やはり提示をしてもらいたいなというふうに思っています。

それと、収支の中では先ほど事務局長が答えた積立金等の扱いの関係も早くどうするのだという部分も扱いも含めて、そのことによってまた収支のバランスも変わってくるわけだから、なるべくやはり負担にならないようなそういう会計にすべきだろうというふうに思っています。取りあえず。

平野委員長 平野病院事務局長。

平野病院事業事務局長 施設長への小澤先生の配置ですけれども、小澤先生は病院で検診

業務を行っていますが、医療法に基づく医師の換算はしておりません。ですので、小澤先生が特養の施設基準に定める施設長として1名いたとしても、医療法上の問題は特に生じませんので、当面は小澤先生を施設長として運営したいというふうに考えております。

その医師が施設基準にいるということになっていきますので、小澤先生のほかにあと当院から1名、いまも恵心園に井上先生に行っていたいただいておりますので、引き続き入所者さんの体調を一番知っている先生が行くのがベターだろうということで、4月以降も井上先生に入所者の健康管理はお願いしたいということで、現在協議中でございます。

あとは、概算の収支が出てきていないというご指摘でございます。これは、新年度予算をこれから上程させていただくのですけれども、企業会計では赤字予算も3条予算で組むということになっております。ただし、3条予算で赤字を組む場合については、資金不足にならないように中長期的な収支計画を提案して、議会に議決を受けるというルールになってございますので、このあと新年度予算を上程する際に、収支計画を資料で示した中で、ご審議していただきたいなと思います。ただ、竹田委員がおっしゃったように、損益上は黒字というのはかなり厳しいのかなど。要は資金ショートしないで、資金が維持される。資金が減っていかないというような中で、経営をしていくというスタイルをご説明してきたと思いますので、損益上黒字は目指してはいきたいと思いますが、当面は損益は赤字、資金は問題ないというスタイルでの運営になるというふうに考えているところでございます。

あと、職員の体系が正職員、恵心園から来られる職員、臨時職員になるのではないかとということで、条例改正云々というお話が出てきましたが、職員の身分等に関するものについては、正職員は条例でいろんな部分は決められているのですが、今回、恵心園から移管されるかたについては、正職員での移管ではございません。新たな階層で準職員という形を作った中で、対応していきたいと。こちらについては、非常勤職員の規則規定に基づいてやりますので、議会の本会議の条例提案ということにはなりませんので、規定を改正して行いたいというふうに思っております。

これを恒久的にやるのかどうかというようなお話でございますが、最終合意書にも書かせていただいたとおり、今後やはり介護従事者を確保するためには、労働条件等を改善した中でやっていかなければならないという課題もありますので、当面はこれを継続していく中で、できれば臨時非常勤職員から一つ上の準職員になるという制度を作った中で、モチベーションを持って仕事にあたっていただき、質の高いサービスが提供できるようなスタイルにするためにも経営の安定化と両輪でやっていければいいのかなというふうに思いますが、まずは1年やってみた中でどういうスタイルだと安定した運営ができるかというのを検証した中で、来年のいま頃にその辺も含めて、ご審議いただくことができればというふうに考えております。

軽減措置については、ちょっと資料が手持ちにございませんで、改めて保健福祉課と協議した中で、提出したいのですけれどもよろしいですか。

平野委員長 どの程度の時間でその資料が出てくるということでもいいのですか。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午前 10 時 46 分

再開 午前 10 時 48 分

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

ほか。

吉田委員。

吉田委員 吉田です。

最後の組織図の部分で、老健から特養に変わるということで、ちょっとリハビリの部分でこれどうなるのかなという疑問がありました。私も 3 か月ほど入院をしていましたので、このリハビリの部分がすごくいま今後、やはり大事な部分になってくるのかなと思います。

当然、いままで老健の場合、特養でも通所リハビリなのだけれども、いま在宅リハビリとってそういうシステムが構築されてきていると。そして、七飯新病院ですが病院もあって、その横にケアハウスがありますよね。そして、やはり同じ病棟の中でリハビリをやっている。そうすると当然、認知もきている人達もいたり、そうすれば理学療法士・作業療法士・言語療法士ですか、という種類の療法士さんが必要になってくる。まして、いま国の進めの中では、在宅で介護というふうになってくると在宅リハビリも必要になってくると。こういうふうにやっていかないとたぶん在宅に戻すという言い方をしているけれども、戻した場合通所リハビリだけでできるのかできないのかという部分が出てくるのです。

その考えで、いま老健からこの特養になった場合に、町の考えとしてどのような考えがあるのか。そして、このリハビリの部門、いま病院の部門を見ても残念ながらほかの病院を見るとあまり動いていないような状態に見えるのですよね。その辺で今後、やはりこの部門、理学療法士・作業療法士、いまどこでも引っ張りだこで、人材がいないと。どこも増やしていくと。確かにこれを増やすことによって、経営の部分の先ほどギリギリの中でやっていくという中で、大変な部門があるのかなと。だけれども、小澤管理者も言っていたとおり、在宅に戻して地域包括ケアでやっていった場合、家に戻していてもやはりリハビリの部門をやっていかないと戻せないという部門が出てくるので、その辺の考え方をちょっとお聞きします。

平野委員長 平野病院事務局長。

平野病院事業事務局長 老健から特養に変わるということで、基本的に老健はリハビリ施設ですから、入所者のかたについては、週 2 回のリハビリを受けてきました。ですが 4 月以降になると、特養なのでリハビリの義務は生じなくなるのですよね。ですから、リハビリをやったとしてもサービスのリハビリということで、ただ時間を費やして収入が上がらないというようなシステムだったのですけれども、この介護報酬の改定でリハビリが必要な特養の入所者にリハビリ事業所から POT を派遣して、リハビリを実施すれば評価しますというような情報が入ってきておりますので、それで報酬上の評価がされるのであれば、併設みたいな形でリハビリスタッフがおりますので、特養の入所されているかたにもリハビリが必要なかたがいらっしゃいましたら、認知症のリハビリや身体機能訓練のリハビリを実施していきたいなというふうに考えております。

いま現在、老健の通所リハビリにはリハビリ職員が 2 人と柔道整復師 1 名しかおりません。ですが、これから土日も含めて施設運営をしていきますので、4.5 人から 5 人を置か

なければ回っていかないということで、この平成 29 年度で職員の確保に努めてきたのですが、何とか作業療法士を 4 月に 2 名確保することができました。ただ、このかたにつきましてはいま学生でございますので、ちょうどこの日曜日が国家試験で、そこに合格してはじめてうちのほうに勤めていただけるということになっておりますので、そこをクリアできれば 2 名の作業療法士が採用できますから、作業療法士は理学療法士が身体的な大きな部分の機能訓練を行います。作業療法士はそれこそ指先とか認知とかも含めて、柔軟に対応できるセラピストになっておりますので、その職員を活用しながら病院部門と連携を取ってやっていきたいと。

また、病院部門のほうでもいま作業療法士 1 名いるのですけれども、まだ経験が浅いということでもありますので、そこで新人の作業療法士を受け入れるということでもありますので、現在その 1 名いる作業療法士をこの 3 月から函病のほうに派遣して、少し実技なども含めて卒後の研修プログラムを函病のほうに組んでいただいて、新卒の作業療法士の受入体制も整えているというようなことでございますので、今後はご指摘がされないようにリハビリ機能を充実していきたいと思っております。

また、吉田委員のほうからは言語聴覚士という言葉も出ましたけれども、いまやはり誤嚥性肺炎とか咀嚼機能の低下、国のほうでも口腔リハビリとかという必要性を言っておりますので、できればうちも理学療法士・作業療法士だけでなく、言語聴覚士も採用できながら、安心して暮らしていける地域包括ケアをやっていければいいのかなというふうに思っているところでございます。

平野委員長 ほか。

竹田委員。

竹田委員 最後にきょう経営統合ではないのだけれども、ちょっと外れますけれども、きょう羽沢課長も見えていますから。何か仄聞するところによると、1 月に江戸川区に訪問したという。それは、特養の誘致等の関係だというふうにちょっと耳にしたものですから、その辺の実態というのははたしてどうなのか。ただ、向こうからオーダーがあって江戸川からそういうオーダーという重要な関係で、そういうオーダーがあって行って交渉したのか。こっちのほうで我が町として、福祉都市としてやはり前から言っているように、いま特養が経営統合しまして一本になって、老健はなくなってしまうということなのですか。前回は特養あり老健ありというそういう介護の施設からすれば充実している町だ。そして、すぐそばには医療機関も病院もあるということで、これはやはり福祉の町長として一般質問でもしましたけれども、やはりそういう介護者を誘致するようなことにしないということを訴えてきたのですけれども、今日そういう行動をしてもやはりなかなかそういう介護者の誘致にはつながらなかったということで、最終的にこの特養の統合というふうになったというふうに思います。

それで、いまこの時期にそういうアクションを起こしたというのは、どういうことなのかとちょっと頭ひねる部分もあるのですけれども、その辺の現段階でわかっている部分で結構ですから、ちょっと答弁を。

平野委員長 副町長。

大野副町長 1 月に私も同行しました。江戸川区さんとは一昨年からですか、地方創生のいわゆる東京から地方への人口の移動と言うのですか、そういうのを進める狙いで北海道

町村会が東京 23 区と連携を進めるというそういう事業の流れの中で、進めてきているわけです。議員の皆さんにも江戸川区のほうを訪問していただいて交流をしていただいたのですが、その中で江戸川区のほうの情報を聞きますと福祉施設、特に老人の特養が不足をしているという状況がわかったと言いますか、待機者がいま 500 人以上いるということでお聞きしておりましたので、これまでうちのほうから江戸川区民まつりに伺うのですとか、議員の交流をするのですとか、そういったことで向こうのほうにお世話になっているということもありますので、こちらから何か提案できるものはないだろうかというふうに考えた時に、土地もありますし新幹線が開業したということでは、東京から一本で木古内まで来ることができますから、高齢者の入所施設を考えていただくことはできないだろうかという発想のもとに、お会いにしに行ってきました。その中では、恵心園の先ほどの後利用の話もあったわけですが、4 月から空く施設はありますと。ただし、改修をしなければ使うことは難しいです。いま高齢者が利用する施設は、特養は多床室ではなくて個室なのですけれども、多床室ならございますと。そうしましたら、江戸川区と言いますか東京都と北海道の施設の設置基準と言いますか、許可基準に少し違いがあるということがわかりまして、向こうに行ったからはじめてわかったのですけれども、都内の中でも江戸川区は 3 割は多床室で整備をしているのだそうです。新しい建物であっても。ですので、木古内さんからというか我々が行って話をしたところ、お受けできない話ではないですねと。ただし、それは官同士の話ではなくて、民がやるというふうな意向になればその橋渡しはできるでしょうということで、じゃあそれをお願いしますと。具体的には特養の経営をされている社会福祉法人の代表者のかたと協議をする場があるので、そういったところで木古内の思いを紹介してあげますよというそういう返事はいただいております。

ところが、向こうの福祉部の皆さんがおっしゃっていたのは、これは都会も我々の過疎地域も変わらないのかなというのが人不足、介護人材が不足しているそうです。北海道に行けば介護人材は集まるということであれば、法人側も前向きになれるかもしれませんねという話でしたが、恵心園と特養の統合でも人不足と言いますか、介護人材が不足しているという状況の中で、統合することも一つの要因ですから、ぜひ来てください、たくさん介護人材がいますなんていうのは言えなかったのですね。ですから、なかなかうちのほうも厳しいのですというお話をしながら、これから江戸川区の保健福祉部のほうで動いてくれるというふうに思っておりますので、まず木古内の状況を理解をしていただいて、利用する法人が出てくれば協議が進むでしょうけれども、そういったところの最初の段階での打ち合わせを行ってきたというのが報告になります。以上です。

平野委員長 これ以上、広げなくていいでしょう。あと一般質問とか個人のそういう施策の話になるから。まさにいま説明したのは、それこそ人口減少対策あるいは移住定住だったり、職場環境を広げる良いチャンスでもありますし、まだまだ、いま副町長の説明の中では、そういう接触をしてきただけなので。このあと様々な各委員の考えやあれありますので、きょうのところはこの説明で終えましょう、この話に関しては。

ほかの件で質疑があればお受けしますが。

(「なし」と呼ぶ声あり)

平野委員長 それでは、以上をもちまして、保健福祉課・病院事業のいさりび、恵心園との経営統合についての調査を終えたいと思います。お疲れ様でした。

引き続き、保健福祉課の皆さんに残っていただきますが、病院事業の皆様は以上で調査を終わりますので、退席いただきます。

11時10分まで暫時、休憩をいたします。

休憩 午前 11 時 02 分

再開 午前 11 時 10 分

(2) <保健福祉課>

・第 7 期老人福祉計画・介護保健事業計画について

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

続いての調査事項は、(2) 番目の保健福祉課で第 7 期老人福祉計画・介護保健事業計画についてでございます。

早速、資料の説明を求めます。

羽沢課長。

羽沢保健福祉課長 どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、第 7 期の老人福祉・介護保険事業計画の（素案）について、ご説明を申し上げます。

まず、7 期計画は 30 年から 32 年の 3 か年の計画ということになります。この計画の最終年次には高齢化率が 49 %、約 2 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者という状況を見込んでおります。さらにこの間、人口というものは減少していきます。ですが、後期高齢者の 75 歳以上については、微増していくということを見込んでおります。現状、要介護認定者の約 9 割、90 %以上は 75 歳以上のかたとなっておりますので、この方々が要介護状態とならないよう、この 7 期計画の期間においては、地域支援事業等の取り組みをさらに進めてまいります。加えて、高齢者が住み慣れた地域・ご自宅で自立した生活を支える体制づくりや、地域包括ケアシステムの 5 分野と言われます、医療・介護・予防・住まい・生活支援、これのさらなる推進、そして連携というものを図ってまいります。

計画における介護サービス量の見込みについてですが、大きく 2 点です。

恵心園といさりびの経営統合による影響、そして新たな介護サービスの予定というものを組んでおります。この 2 点と 6 期の利用実績を踏まえまして、適正なサービス量を計画に見込んでおります。

次に、介護保険料です。介護保険料につきましては、いま申しあげました介護サービス量の見込み、プラス 30 年度の介護報酬がプラス改定となっております。特に、経営統合により利用者が増加する見込みの特養が最大ですけれども、3 %のプラス改定となっております。それと、人口減少とともに被保険者数、65 歳以上のかたも減少する見込みということで、介護保健事業を支える人数が減っていくこととなります。

これらは全て保険料を増額しなければならない要因となっております。試算をすると介護保険料は現状の月額 5,300 円からプラス 300 円の 5,600 円という試算になっております。

それでは、これから具体的な数値、内容、保険料などにつきまして資料に基づき、簡潔

に武藤室長と阿部主査よりご説明を申し上げます。

平野委員長 それでは、武藤室長、お願いします。

武藤包括ケア推進室長 それでは、お手元にあります資料のまず 30 ページを見ていただきたいと思います。

文章編につきましては、この 30 ページ以降の新旧対照表、それと数字につきましては、このあと阿部主査より本文を使って説明させていただきます。

それでは、30 ページなのですけれども、横にさせていただきます、その下に真ん中に数字、ページ数をまたふっておりますが、これに基づいて説明していきます。

まず第 1 章、計画の基本的事項ですが、第 1 の策定の趣旨。こちらのほうにつきましては前回同様、国の計画策定指針などを参考に全面的に改正しております。一部数字等は、木古内町の実態に合うものとしております。

2 ページをお開きください。

この欄の下段のあたり、「こうした状況を踏まえ」というところですが、この部分につきましては前回と基本的に変えておりませんが、一部振興計画に基づく文言等を参考に整理をしております。

続きまして、第 2 計画の位置づけですが、ここの部分でアンダーラインを引っ張っている「第 7 期計画」のところで、市町村介護保険事業計画としております。この部分、前回の計画で市町村介護保険計画になっておりましたが、ちょっと一部誤りがありまして、ここは文言修正をさせていただきます。

2 ページの一番下、なお書きの部分につきましては、ここ前は 37 年度を見据えた最初の計画でありましたが、今回 6 期・7 期・8 期・9 期を見据えた計画となりますので、7 期・8 期は中間的な計画というふうに文言修正をしております。

続きまして、3 ページです。

計画の期間につきましては、先ほど課長から説明がありましたが、30 年から 32 年度というふうに文言修正をしております。

第 4、計画作成体制については、変更ございません。

次の運営協議会の開催経過につきましては、本文中に状況を更新して載せております。

続きまして、第 2 章 第 6 期計画の実施状況、これにつきましては後ほど阿部主査のほうから説明いたします。

第 3 章 計画の基本的考え方、第 1 の基本理念につきましてはですが、一部 5 期を 6 期、あるいは一番下のところですが、地域包括ケアシステムの構築となっていたところを既に体制はありますので、ここを更なる推進というふうに一部文言修正をしております。

4 ページをお願いします。

第 2 基本目標につきましては第 1 の地域支援事業等の部分でございますが、基本的中味は変えておりませんが、備考の欄に書かせていただきましたが、平成 27 年度に国のほうで地域支援事業の制度改正がございました。それに伴いまして、一応項目立てをして (1) から (5) というふうに、新たに項目立てをしております。

まず、新しいほうで第 7 期計画の (1) 介護予防の推進という部分につきましては、第 5 期・6 期計画と変更はございません。

続きまして、7 期で削除と書いている部分ですが、6 期計画では現行の通所介護・訪問介

護云々とありますが、この部分につきましては、既に備考欄の下に書いておりますが、地域支援事業の移行に係る部分でございまして、ここの部分は既に移行しておりますので、この部分は削除しております。

続きまして、7期計画の(2)介護予防・日常生活総合支援事業という部分でございます。

この部分、基本的に変えておりませんが一部事業名、こつこつ貯筋教室が現在、介護予防運動教室というふうに運営する予定でございまして、さらに、閉じこもり予防教室につきましては現在、生きがい教室として運営しております。さらに新年度で、健康麻雀教室を開催したいと考えてございまして、その部分について新たなものとして修正をしております。

(3)の認知症総合支援事業につきましては、前段の部分は変更はございませんが、今年度29年の4月から国保病院のドクター、看護師、作業療法士のかたの協力をいただきまして、認知症初期集中支援チームを新たに設置しておりますので、その部分を記載しております。

また、認知症カフェということで今年度、年明けから試行的に開催しておりますが、その部分新年度から本格的に実施する旨、計画のほうに記載しております。

続きまして5ページ、(4)の生活支援体制整備事業こちらにつきましては、新規追加項目としております。内容につきましては、平成29年度から新たに社会福祉協議会のほうに委託して実施しております、生活支援支えあい推進協議会というものを作って、さらに生活支援コーディネーター、こちらのほうを社協にいま委託をしてやっております。その部分を新たに書き込んでおります。

(5)の在宅医療・介護連携推進事業ですが、こちらも国の法律で平成30年4月までに各市町村実施するようになってございまして、その部分新年度予算のほうでまた詳しく説明をしますが、新たに知内町・福島町と連携しまして、木古内国保病院に事業の実施を依頼しまして、実施する予定としてございまして、その部分を新規追加項目として計画のほうに記載しております。

2番の保健・医療・福祉の連携につきましては、変更ございません。

3番、在宅サービスの部分ですが、こちら「また」以降ですが、7期計画で予定している新たなサービスの項目の検討について、記載をさせていただいております。

具体的には7期計画中に、小規模多機能居宅介護の新設、あるいは定期巡回・随時対応型訪問介護看護というサービスについて、新たに創設をしたいと思ひまして、その部分計画に記載をしております。

続きまして、6ページをお願いします。

(2)の部分については、変更ございません。

4番、施設サービスの部分でございまして。こちらまず一つは年度の修正、それから6期計画にありますなお書きの部分ですが、こちら恵心園といさりびの経営統合に伴う30床の増床部分を計画を今年度変更したところですが、この部分は既にもう整備済みですので、その部分を削除するものでございまして。

続きまして5番、地域包括ケアシステムの推進ということで、新たに項目を設けております。この中で特に、住まいの状況について下段に記載をございまして、7期計画中にはないのですけれども一番最後の目標年次、9期計画中の37年度に向けて、例えばサービス付き高齢者住宅あるいは高齢者向けの下宿の整備について、新たに検討していくという旨を記載をしております。

第3の人口推計等については、このあと阿部主査のほうから説明します。

続きまして7ページ、計画の内容でございます。

第1の介護保険給付対象外サービスにつきまして1番、訪問・外出支援サービス事業につきまして、アンダーラインまた書きのところなのですが、ここ1番の実態に合わないところがございます、文言整理をさせていただいております。

続きまして2番目の生きがい活動支援通所事業、この部分につきましては、事業の実施がいままで木古内恵心園でやっておりましたが、それがなくなりますので、通所リハビリテーションいさりびで行うので記載を変更しております。

3の除雪サービスについては、変更ございません。

8ページをお願いします。

こちら4番から9番、それと次の9ページ、10番から12番、緊急通報器具貸与事業から12番のあんしんネットワークまで変更はしておりません。

続きまして、第2老人福祉サービスというところですが、6期計画ではちょっと付番がされておりませんでした、項目を整理するため新たに番号を設けて項目立てをしております。

このうち、1の養護老人ホームにつきましては変更ございません。

2の経費老人ホームの部分につきまして、6期計画まで平成11年7月に知内町のケアハウスが開始された年度を書いておりますが、これはもう既に20年近く経過しておりますので、今回整理をして削除することとしております。

3の市町村保健センターについては、変更ございません。

10ページをお願いします。

第3から第6、それと第5章につきましては、このあと阿部主査から説明をさせていただきます。

平野委員長 続いて、阿部主査。

阿部主査 それでは、私のほうから5ページに戻っていただきまして。

平野委員長 阿部主査、続けてください。

阿部主査 それでは、5ページから掻い摘んでご説明いたします。

ここについては、5ページ・6ページについては、実績を載せておりますので、ご覧いただきたいと思っております。ただ、6ページの7番で事業者による高齢者の地域見守り活動ということで、ここが平成27年は3箇所、28年も3箇所、29年の見込みということでここは5箇所、5事業所に協力をいただいているということで、ここが増加しているところであります。ここも実績については、例年とさほど変わっていない状況です。

次に、7ページをお開きください。

7ページでは、介護保険給付対象外サービスの現状と利用状況ということで、いままでの人口の推移や要介護認定者の推移、あとサービス利用者の推移ということで、7ページ・8ページに載せてございます。

先ほど課長のほうからも人口については、推計についても説明がありましたが、ここでは実績を載せておまして、平成29年度のところを見ていただければ、65歳以上人口は1,991人、あと後期高齢者を見ていただければ1,133人ということで、後期高齢者の占める割合がいまも現状としても多いというような状況です。

あと、要介護認定者の推移については、27年から29年を見ていただきましても、さほど変わりはないというような感じでございます。

3番の利用者の推移についても、27年から29年にかけて、ここは28年は若干減っておりますけれども、29年には287名ということで、12月末での数字となっております。

8ページについては、その内訳ですので、ご参照ください。

次に、9ページをお開きください。

9ページ・10ページ・11ページについては、居宅サービスのそれぞれ実績数値を載せてございます。ここで特に達成率が大きいところをご説明したいと思いますが、9ページの4番、下から二つ目に訪問看護とあります。ここでは、平成27年の達成率が183.3%、平成29年では420.2%ということで、計画数値をかなり上回っているような状況となっております。これについては、国保病院が平成28年から24時間体制をとったということもあり、サービスの利用が増加しているといったあたりで、今後もこれは見込まれるというふうに想定してございます。

次に10ページ、8番の居宅療養管理指導ですけれども、これについてもいまの訪問看護が増えたことによって、それが要因となりまして、往診が増えているといったことが要因として考えられますので、ここも達成率は増えてきているといったあたりであります。

次に、10ページの一番下の10番、短期入所療養介護ですけれども、ここも計画数値を大幅に上回っております。ここについては、現状のいまの老健いさりびが在宅復帰型施設ということで、転換を図ったことで、先ほど3か月で在宅復帰を目指すですとかご説明あったと思いますが、それによって短期入所が増えたということが要因となっております。

次に、11ページの11番の特定施設入所者生活介護ですけれども、ここではこれは町内に事業者はないのですけれども、近隣の市町村に入っているかたですが、有料老人ホーム等に入っているかたが増加傾向にありますということで、これは年間の人数を記載してございますので、例えば平成29年度であれば105人割る12か月ということで、だいたい8.7人ぐらいが近郊の有料老人ホーム等に入っているといったあたりを見ていただければと思います。

あと12ページについては、地域密着と施設サービスを記載してございますが、ここについては現状の杉の木と恵心園、いさりび、あと町外の療養型に入っている現状の人数となっております。

実績については以上でございまして、次は今度は計画のほうで16ページ、7期計画の人口推計のところです。

この人口の推計の方法ですけれども1番、人口推計丸と記載していますが、人口推計については現状の第1号被保険者数に最も近い、平成27年度国勢調査を基にした厚生労働省の推計を利用しているということで、その数字がいまの木古内町の第1号被保険者数に一番近いということで、それを採用してございます。

65歳以上人口、さらに後期高齢者人口については、32年までが今回の3か年の計画ですけれども、37年についても参考値としてここは載せてございます。

次に、17ページの要介護認定者数です。ここについてもやはり先ほどの後期高齢者が微増ということで、認定者も増加する見込みを立ててございます。

次に、20ページをお開きください。

20 ページ・21 ページについては、居宅サービスの見込みの必要量ということで、年間の人数を載せてございます。

この人数については、現状のサービス利用者の実績を勘案して、30 年以降を見込んでおります。

次に、22 ページの施設サービスについても現状の利用者数を勘案して見込んでいたところであります。

22 ページの 1 番の介護老人福祉施設ですけれども、そこが変更ということで、施設の経営統合を今回の説明にあった経営統合によりまして、新規開設の 30 床をここでは見込んで推計してございます。

あとほかの施設については、現状というような中身です。

23 ページは地域密着型ということで、ここはいまのグループホーム杉の木の数については、5 番の認知症対応型共同生活介護というところがそこに当てはまります。

あと 1 番の定期巡回ですとか、9 番の地域密着型通所介護というのは、木古内町にはこのサービスはないのですけれども、やはり他町に行ってお家族のところまでサービスを利用されているかたもいらっしゃいますので、実際こういうかたが 1 名とか 2 名いるといったあたりでございませう。

あと先ほど武藤室長のほうからも説明がありました 4 番、小規模多機能型居宅介護ということで、ここでは平成 32 年に 20 名を見込んだ計画としてございます。

24 ページにつきましては、介護予防サービスということで、これは先ほどの説明の介護の中の内数となっております。

この人数に基づきまして、今度は 25 ページ・26 ページですけれども、第 5 章では介護保険の事業量見込みということで、国のワークシートに人数を推計値を入れることによって、このように費用額が算出されるということで、ここはご覧いただければと思います。

私のほうからは、以上でございませう。

平野委員長 武藤室長。

武藤包括ケア推進室長 それでは、最後に保険料のご説明を簡単にさせていただきます。

いまの 27 ページをお開きください。

27 ページ・28 ページがいま阿部主査のほうから説明があった人数等を基にするという費用試算になりまして、最後ここで保険料の話が出てくるのですが、内容が細かいので一番最後の 40 ページをご覧になっていただきたいと思います。

40 ページの資料で保険料のことについて、ご説明させていただきます。

まず、これまでの保険料の推移ということで、第 1 期から第 6 期までのところを一番に載せております。木古内町につきましては、第 1 期 3,400 円でした。それが第 6 期、現在の計画では 5,300 円で、1 期から 6 期までの増減を見ますと 1,900 円、約 1.6 倍になっております。それぞれ全道平均・全国平均を載せておりますが、全道平均にしても全国平均にしてもこれまで当初より保険料は増額しているといった状況でございませう。決して木古内町だけが特殊なものではございませう。

続きまして大きな 2 番、基礎数値ということで、保険料の主な影響される数値を載せております。

まず (1) 第 1 号被保険者数ですが、これまで 6 期計画 27 年から 29 年度まで、単年度平

均で見えていきますと 2,004 人ということになっております。これが 30 年から 32 年までの 3 か年で単年度平均を見ますと 1,982 人、65 歳以上のかたがいると。増減なのですけれども、約 20 名ぐらいのかたがこれから 1 号被保険者、保険料をお支払いされるかたが減っていくという見込みになっております。

続きまして、(2) 要介護要支援認定者数なのですけれども、こちらと同じように 6 期計画の 3 か年を見ますと、単年度平均 422 人、こちらが 30 年から 32 年、7 期計画には単年度平均ですが 433 人になっておりまして、増減としましてはだいたい年間 11 人のかたが要介護認定者数が増えるだろうということが見込まれております。

最後 (3) 番、介護給付費、要は介護保険にかかるお金なのですけれども、こちらのほう 27 年から 29 年の 6 期計画では、単年度平均 5 億 2,300 万円ほど、こちらが 7 期金額、30 年から 32 年度、単年度平均で 5 億 3,200 万円ほど。単年度平均で増減一番右側ですが、900 万円ほど年間増える。3 年トータルではだいたい 2,700 万円、約 3,000 万円増えるという試算をしております。

3 番、主な増減の要素ということで、保険料が増減する要素ということで、6 点挙げております。

まず①、被保険者数が減るということで、こうなりますと 1 人あたりの保険料負担額が増えるということになります。続きまして②、要介護認定者数が増えるというふうに見込んでおります。このことによりまして、サービス利用者が決して全員ではありませんがサービス利用するかたが増えるので、介護給付費が増額するということになります。続きまして③番、木古内町の事情なのですけれども、通所サービスがいまままでのデイサービス、こちらが来年から全てデイケアになります。若干なのですけれども、単価が増えることによりまして、給付費が増えるといった木古内の事情がございます。続きまして④番、施設入所。これは特養、老健、いままであったものが来年度から特養一本化、そしていままで恵心園は多床室でしたが、全て個室化になるため利用者負担が増えるので、介護給付費が増えると。5 番目、短期入所ですが施設経営統合に伴いまして、いままで恵心園に 2 床しかなかったショートステイ、こちらのほうが来年から専用床で 8 床、6 床増えます。この部分で給付費が増えるの見込んでおります。そして最後の 6 点目、平成 30 年度の介護報酬改定というものがございまして、こちらもう既に国のほうから示されておりまして、サービス全体でプラス 0.54 %の改定。それで特に、特別養護老人ホームの基本報酬は、最大 3 %増額するということになっております。これらを加味すると、保険料が増える要素しかないということになっております。

4 番目、冒頭課長の説明にもございましたが、第 7 期の介護保険料を推計しますと、これは厚生労働省から全国の市町村に出されておりますワークシート、介護保険を算出するためのパソコンの表計算ソフトがあるのですが、そちらに全て入力します。そうしますと、標準月額で現在 5,300 円のところが第 7 期では 5,603 円、約 303 円上げなければだめだということで、これからすると 5,600 円に設定することが妥当ではないかというふうに当局のほうでは判断しております。なお、その表の下に波線を引っ張っておりますが、仮に標準保険料を 100 円減額するとなるとだいたい大雑把な数字ですけれども、約 1,000 万円ほど新たに財源を入れないと減額できない状況になっております。現在、町の介護保険財政なのですけれども、第 6 期計画これまで年度が明けましたら全て精算しますが、繰越金い

わゆる貯金として使えるが 600 万円ほどの見込みです。となると現段階で、100 円も下げられる状況にはないという状況でございます。そうすると、もし仮に下げるとなれば町の一般財源から持ってこなければならぬといったことが現在の状況でございます。

参考までに 5 番には主なサービス、1 人あたり利用者が増えるとどれだけ保険料が増えるかということで、特養、老健、グループホームなど 1 人増えると例えば特養であれば 27 円増えますよというようなものを数値を載せております。当然、これら 3 か年内で、若干のぶれは出てくるので、なかなか現段階で現状の保険料を維持することは難しいのではないかとこのように判断しております。

なお、きょうご説明申し上げました介護保険計画の素案、あるいは保険料の話を含めまして全て 2 月 14 日、先日の介護保険運営協議会のほうにお示しをしまして、委員の皆様からは反対意見なくご理解をいただいたところでございます。私からの説明は以上です。

平野委員長 全ての説明が終わりましたので、各委員より質疑をお受けします。

人口がこれだけ減っている中で、介護保険料が上がるというのはやむない流れなのかなと個人的には思うのですけれども、ただ残念なのがやはり第 6 期の 3 か年を経過して、その後、今回の 7 期の計画になったと思うのですけれども、保険給付対象サービスあるいは対象外のサービスについても真新しい事業というかないのですよね。例えば町民の声も含めてですけれども、町の施策も含めて、もっとこういうサービスがとかという話とかとは出なかったのでしょうかね。何が足りない何が不足している、だからこういうことをやっていこう。そのお金をかけることが全てじゃないのですけれども、全く項目一緒なのですよ、6 期と。

武藤室長。

武藤包括ケア推進室長 項目は一緒ですが先ほどのちょっと説明の中で、新たなサービスということで、大きなもの二つばかり加えさせていただいております。

平野委員長 もう一回、その新たな二つをちょっと簡単に説明をお願いします。

武藤室長。

武藤包括ケア推進室長 5 ページをお開きください。4 ページ・5 ページのところですよ。新旧対照表のほうです。大きなページ、33 ページ・34 ページのところをお開きください。

まず、いまお話がありました例えば下のほうの 4 ページの新旧対照表のほうで、認知症カフェの実施、あるいは 34 ページのほうで (5) 番の在宅医療・介護連携推進事業、これが新しい事業になります。

それから、35 ページの下です。(1) のまた以降です。ここで二つ、小規模多機能居宅介護といういわゆる短期宿泊ができる施設と日中、デイサービス的なサービスができる定員 29 名のサービスがあるのですが、それをいま町のほうで大きなものとして見込んでいます。

32 年度、計画の最終年に予定をしております。

さらに、この中に定期巡回・随時対応型訪問介護看護ということで、訪問看護サービスと訪問介護ヘルパーサービス、このミックスした 24 時間体制で連携してやるサービス、これを何とか上手くできないかなということで、検討していきたいということで盛り込んでおります。

平野委員長 わかりました。各委員から質疑をお受けします。

竹田委員。

竹田委員 第6期の中で、介護保険事業の借入れをしなければ6期の運営が手詰まりになるのかなというふうにそういう心配をしていたのですが、きょうの28年度の実績含めた部分からすれば、若干の繰り越しが出るくらいのそれが担当含めた努力の賜物かなというふうにも思うわけです。ただやはり300円アップになる、そして5年後には大幅な介護保険料の改定をしなければならない。やはりそこを高齢化率が50%を見据えた中で、やはり抜本的な高齢者対策というのは必要なかなと。ですから、いま室長が説明した小規模多機能であっても、必要であれば32年まで待つ必要ないだろうと。今年度中に今年度というか30年にやはり議論、整理をして、年度途中でも予算化、計上をして、そのことによってどうなるというものが示せば大変良いのかなというふうに思うのですよね。ただやはり、なぜ32年よという部分がわからないのですよ。1年も2年も、必要なものであれば早くやはり整備すべきだろうと。そのことが介護保険料にどう効果が出るかどうかというのは、これはちょっと我々は想像もつかないのですけれども、当然こういうものを整備するということは、効果があるということ踏まえての小規模多機能施設を整備するのだという考えに立っていると思うのですよね。ですから、そういう2年も先でなく、もう早期に整備をすべきだという考えなのです。それは最終的には首長の「福祉都市きこない」という部分を考えれば、本当にやはり早期に整備をすべきだろうというふうに思っています。

それと33ページの認知症の総合支援事業、具体的に認知症のコーディネーター等、チームを作っている初めの試みの認知症カフェ等も行うと。その上の介護予防・日常生活支援総合事業ともリンクするのだけれども、今回は新年度の予算の中で、例えば健康麻雀教室。当然、麻雀の卓とか道具等についても今回の予算で出てくるのだろうなというふうに思っています。これは、各町内会館に配置をするということなのか、例えば1台か2台整備をして持ち運びをするということなのかどうかという部分。

それと、認知症のカフェは大変おもしろいとか良いのかなというふうに思うのですが、この時若干、介護とは視点が違うのですけれども、認知症対策としての高齢者対策。例えば、運転免許どうこうという部分は全くこの介護保険事業とはちょっとかけ離れるのですけれども、認知症集中支援チーム、これ等の中で議論が出なかったのかどうかという部分。まず、その2点。

平野委員長 武藤室長。

武藤包括ケア推進室長 それでは私のほうから、まずいまお話がありました小規模多機能施設につきましては、当然早期に整備をしたいという認識はございますが、まず整備の時期なのですけれども現在、木古内町ではいさりびと恵心園の経営統合がまとまったばかりでございます。

それと、やはりやるには例えば建物を町がお金を出して建てることは可能かとは思いますが、そのあとどこが運営するのかということで、全然あてがない状況でございます。まして先ほど来、介護人材の不足という話も出ていますので、なかなか来年・再来年ということには至らなかったということで、32年度に計画としております。ただ、あてができれば早期に例えば31年度に設計費の計上ということも可能かとは考えています。このサービスにつきましては、お金を減らすというより介護が必要な方のサービスとっております。なので竹田委員がおっしゃるように、例えば費用を下げるには極端な話、介護保険サービスを使わないかたを増やす。つまり介護予防のほうが主体になってきておりますので、

それについてはいま話があった介護予防・日常生活支援総合事業なんかで、もっと力を入れてやっていきたいと考えております。

それと、健康麻雀の話がございました。こちらのほうにつきましては、新規予算で必要なものを要求させていただくこととしております。場所については、具体的にまだどこでやるということはないですけれども、例えば高齢者交流センターでまとめてやるか健康管理センター、あるいは各会館に貸し出してやっていただく、いろんな形態が考えられるかなというふうに考えております。

それと、先ほど認知症カフェにつきましては現在、試行的にやっております。これにつきましては、対象の初期のかたあるいはそのご家族のかた、興味のあるかたがほしい 5・6 名程度 3 回ほどやったのですけれども来ていただいております。そのことで広がってきたいとは思っておりますが、運転免許の返上につきましては、その中でちょっとまだ議論あるいは認知症初期集中支援チームの中で、議論は出ていません。必要があれば関係部局、町議会のほうになろうかなと思いますけれども、そういう話題も検討していきたいというふうに考えております。

平野委員長 認知症カフェ 5・6 人も来ていたのですか。

武藤室長。

武藤包括ケア推進室長 対象のかたばかりではないです。当然、ご家族、興味のあるかた、普通の高齢者のかた。きのうやったのですけれども、きのうは 10 人ぐらい来ています。

平野委員長 竹田委員、どうですか。

竹田委員 それと、34 ページの (5) の在宅医療・介護連携推進事業の中で、在宅医療等の中で福島町という何かこう説明で聞いたのですけれども、なぜ知内町が例えば当然。入っている、それならいい。そういうふうに聞こえたものですから、それであれば了解。

そして 35 ページ、これからやはり必要、地域包括の中で大変重要視されるのは、やはり在宅復帰。そのためにやはり住まいなのですよね。ですから、ここの中でも考えている、これ行政側でも当然考えている公営住宅の整備、サ高住、シルバーハウジング等のいろんな住宅の整備の手法があるのですけれども、やはりこれについても 37 年に目標を置くのではなくて、早い年次で場合によっては、公営住宅の整備の前倒しの中で、シルバー等に置き換えるだとか、やはりいさりび団地がすごく評判が良い住宅なのですよ。そういう部分の住民の声等も聞いて、早期に検討するのではなくて、前向きにもっとやはり整備をしていくというふうにならなきゃだめだろうというふうに思います。

それから最後、36 ページの町内会の福祉部の外出支援の関係で、これやはり室長も各町内、例えば町内会の会員等の中で説明をし話を聞いていると思うのですけれども、福祉部の設置をされている町内会と未設置の町内会があると。ここをこういう活動にするのであれば、全町内会が福祉部を設置すると。これは今年度中に福祉部を作ってもらって、そして外出支援等の連携を保つのだというふうにならなければ。ただそういう部分が、ただ計画は大変素晴らしいと思うのですけれども、やはりできていないところは取り残されるというそういうきらいもあるものですから、その辺についてどう考えているか。

平野委員長 武藤室長。

武藤包括ケア推進室長 まず、ちょっと補足説明をさせていただきます。

34 ページの (5) の在宅医療・介護連携推進事業、ちょっとご質問がありましたが、こ

これは繰り返しになりますが、知内町・福島町、そして木古内町の 3 町が連携して、当初予算にこれも別途計上させていただきますが、負担金をそれぞれ分担して、国保病院に事務局的功能を担っていただくこととしております。具体的中身は、例えば医療事業者・介護事業者が連携して使える利用者さんの情報、共有できるような共通のシートを例えば作成の検討、あるいは医療・介護従事者への合同の研修会こんなものを。あと関係機関、例えば函館市の医療機関にかかることがこの辺多いものですから、そういうところの連携、これを国保病院にやってもらって、それぞれ 3 町で協力してやっていきたいと思いますというものがございます。

それといまご質問がございました、まずサ高住あるいは高齢者下宿等々の話なのですけれども、こちらにつきましても早期にやりたいとは思いますが、如何せんまず順番を追って、まずは小規模多機能、そして 8 期・9 期でサ高住なり高齢者下宿、そして当然いまあるいさりび団地シルバーハウジング機能は維持していくと。さらに、公営住宅の建て替えなんかも予定されておりますが、そこは高齢者向けということではなくて、既にこれから造られるものについては、例えば直近で言えば港団地ですか、そこも全てバリアフリー対応となっておりますと聞いておりますので、高齢者のかたは当然入れますし、高齢者に限らず障害者のかたにも優しい住宅なので、そういうところは十分活用できるのかなと思っております。

それと、福祉部のお話をいただきましたが、こちらについては現在、34 ページをご覧になっていただきたいと思っております。

ここの(4)番、推進にあたってはというところで、平成 29 年度から地域支えあい推進協議体というものを構成しております。これ実は社会福祉協議会に委託して、生活支援コーディネーター 1 名配置しております。これまで協議を重ねておまして、いま竹田委員から実は出ている福祉部のあるなしとか、あるいは町内会でどういう独自の活動をやっているのかということ、まとめるようにちょっとお願いをされていて、年度内にはある程度のものでできると思っておりますのでそれを見て、ただ全部の町内会にこの福祉部を作ってくださいというのは、25 町内会がありまして、なかなか大小もございますので、できる限りボランティア的にできるもの福祉部的なものをこれから推進していきたいということは、協議体の中でやっております。以上でございます。

平野委員長 竹田委員。

竹田委員 34 ページの在宅医療の部分も分担金の関係、これは事務レベルでの協議が整ったということなのか、相手も分担金を了解しましたということなのか。

平野委員長 武藤室長。

武藤包括ケア推進室長 こちらにつきましては、事務レベルで一度協議をしまして、それぞれ町の町長、副町長まで話を上げて合意を得ております。それぞれ 3 町でもう具体的な金額はまた別に出てきますが、それぞれ予算要求をすることとなっております。

平野委員長 ほか。

鈴木委員。

鈴木委員 36 ページ、文の整理のところなのですけれども、「安心見守りネットワーク事業及び町内会福祉部等の情報と連携して実施していきます」という文章なのですけれどもここはあれですか、「福祉部等の情報と連携していく」、これ文章ちょっとどうですか。福

祉部等と情報を連携してなのか、ちょっとこれ確認したいのですがどうでしょうか。

平野委員長 武藤室長。

武藤包括ケア推進室長 すみません、その部分ちょっと検討をさせて、適切なものに修正させていただきますので、よろしいでしょうか。

平野委員長 ほか。

私、冒頭に申し上げたのが、室長から新規項目載せていますよと。これはあくまで計画の概要のこういうものを作りますよというものだけであって、私が言っていたのはこの中味を見ていくと、対象のサービス対象外のサービスの項目立てとしては全然変わっていないわけですね。このままいくと6年間もの間、内容が変わらないままのサービスしかやっていないと。同じものを継続するという観点からは良いものもあるのですが、やはりこれだけ高齢者が増えていく中で、新しいサービスもどんどん考えていって、先ほど竹田委員が言うような施設も含めて、早い段階でいろいろ木古内町として取り組んでいただきたいという声も出ていますし思いもあるので申し上げたのです。ただ、細かい内容につきましては、このあと予算の中でもいろいろ、委員会の中でも話が出ると思いますので、きょうは細かいことについては申し上げませんが、そういう思いでいますということをお伝えしておきます。

ほかになれば終えたいと思いますが、どうでしょうか、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

平野委員長 以上をもちまして、保健福祉課の第7期老人福祉計画・介護保険事業計画についての調査を終えたいと思います。

お疲れ様でした。

羽沢課長。

羽沢保健福祉課長 先日、2月10日の北海道新聞で光銭医院さんが閉院しますという記事が載ったのですが、その時に前日の9日になりますが、光銭先生のほうから福島町が公表するのを待っていたのだと思うのですが、ちょっとお話がありますということで、私と武藤室長と先生とお会いしまして、お話した内容を報告を簡単にさせていただきます。

まず、5月31日をもって光銭医院を閉院しますと。そして、6月15日から福島町の診療所で嘱託を受けた中で勤務をする予定であると。当面は自家用車で通勤、雪のない間は車で35分程度なので通いますというお話を聞いていまして、車で通ってこちらに住むので、グループホームについてはそのまま運営しますので、グループホームの往診ですかそこは自分ができる限りやっていくといういまの考えでいるということでおっしゃっていました。

それと、患者さんがいらっしゃいますので、いま通院されている患者さんで高齢者が多いというふうに聞いておりまして、そのかたにつきましては、基本的に国保病院のほうへ紹介したいと。24時間の救急体制も整っているということで、国保病院さんのほうへ紹介していきたいというふうに言っていました。ただ、自分の福島に行くほうにもついてくるという患者さんもいると言っていますので、そこは患者さんの意思にお任せするということで、先生からお話を伺っております。あとは、介護認定審査会の委員などもいまやっていますので、その辺も含めて先生と協議して進めていきたいと思っております。以上です。すみません、時間をいただきましてありがとうございます。

平野委員長 報告ということで、よろしいですね。

(「はい」と呼ぶ声あり)

平野委員長 それでは、昼休憩のため午後 1 時まで、休憩とします。

休憩 午後 12 時 05 分

再開 午後 1 時 00 分

(3) <町民課>

・国民健康保険の都道府県単位化について

平野委員長 それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

調査事項の (3) 番目に入りまして、町民課の国民健康保険の都道府県単位化についてでございます。

事前に資料を配付しておりますので早速、吉田課長のほうから説明をお願いいたします。

吉田課長。

吉田町民課長 それでは、国民健康保険の都道府県単位化について、ご説明させていただきます。

まず、平成 30 年度から国保の運営主体が北海道に移りまして、各市町村は北海道へ運営にかかる費用を納付金として納めることとなります。

本日は、その新しい国保制度の概要と昨年 12 月 15 日に開催しました国民健康保険運営協議会で承認されました平成 30 年度の保険税率の改正案につきまして、ご説明させていただきますのでよろしくをお願いいたします。

それでは、1 ページのほうをお開きください。

まず、国保都道府県単位化の概要について、ご説明させていただきます。

まず、資料上段 (1) 制度改正の背景といたしましては、国保の構造的な課題や市町村の個別の課題を解消するため、平成 27 年の国民健康保険法等の一部を改正する法律により、平成 30 年度から都道府県が国保の財政運営の主体となり、安定的な財政運営や効果的な事業の確保等の国保運営の中心的な役割を担うこととなりました。

資料の図表のとおり、これまで市町村が個々に国保運営をしてきましたが、平成 30 年度からは各保険者が保険税や市町村からの繰入金を財源として北海道へ納付金を納付し、医療費等の財源につきましては、北海道が各保険者から集めた納付金で各保険者に支払うこととなります。

この改正により、全道規模で国保を運営することで、将来的には国保税の負担の平準化・公平化が図られ、財政の安定化が図られるとされております。なお、新制度移行後も、市町村の事務はこれまでと変わらず、保険税の徴収や被保険者の保険証の取得・喪失手続き等は、市町村の窓口が行うこととなっております。

資料中段の (2) 納付金の概要ですが、先ほどご説明しましたとおり、納付金とは市町村が支払う保険給付費等の全額を、都道府県が市町村に交付するための財源として都道府県が市町村から徴収するものとなっております。

図表の左側に示しているとおり、道内の保険給付費等の総額は 4,904 億円を見込んでおり、財源内訳としましては記載のとおり、市町村から徴収する納付金、国・道の公費負担、

その他の医療保険からの支援金となっており、このうち納付金を各市町村が北海道に納めることとなります。

北海道は納付金の総額を按分計算し、各市町村に示すこととなりますが、その按分方法は記載のとおり、納付金総額 1,565 億円に所得の反映係数 0.75 を用いて応能・応益の割合を 43 : 57 とし、応能分の総額を 673 億円、応益分は 892 億円とした後に、応能分についてはその市町村の被保険者の所得合計を全道の被保険者の所得合計で割った率を、応益分はそのうち 70 %をその市町村の加入者を全道の加入者で割った率、30 %はその市町村の加入世帯数を全道の加入世帯数で割った率をそれぞれに掛け、その総額にさらに市町村の医療費水準を掛けて、市町村の納付金の額を決定しますが、医療費水準の反映係数は 0.5 となっております。

ただいま説明した中に、図表に赤字で示してある「所得の反映係数」と「医療費水準反映係数」という文言がありますが、北海道では市町村間の所得水準や医療費水準の格差がほかの都道府県と比べて大きいことから、所得の反映係数 β を 0.75、医療費水準の反映係数 α を 0.5 という独自の係数を用いており、これにより新制度移行時の保険料の激変緩和を図っております。

この所得の反映係数と医療費水準の反映係数につきましては、左下に赤字で記載しておりますので、説明は省略させていただきます。

次に、2 ページをお開きください。

こちらは、平成 29 年 11 月に示されました納付金本算定の仮係数結果となっております。国から北海道に示された係数において、算定しております。

まず、上段の表になりますが、北海道から示された本算定での木古内町の納付金算定結果となっております。

(1) 木古内町の本算定での納付金については、1 億 4,013 万 5,882 円となっております。

医療費分・後期支援金分・介護納付金分の内訳については、記載のとおりです。

(2) は、控除対象額の内訳となっております。これは、納付金をもとに標準税率を算定する際に、納付金から差し引くべき道からの交付金や町からの繰入金、または納付金に加えるべき事業費等を加減調整するために示されたものとなっております。

(1) の納付金の医療分一般分や後期支援金分一般分から、(2) の控除対象額を差し引きし、次に説明します標準保険税率を算定しております。

3 ページをお開きください。

資料中段の (3) 国保事業費納付金から算定した保険税総額（一般分）となっております。

先ほど説明しました (1) の医療費分・後期支援金分・介護納付金分、それぞれの納付金から (2) の控除対象額を加減調整した結果が示されております。医療分については緑塗りの箇所、保険税収納必要額で 7,420 万 6,485 円、後期支援金分は黄色の箇所で 2,412 万 1,711 円、介護納付金は赤い塗っている箇所で 1,103 万 9,479 円で、合計で 1 億 936 万 7,675 円が平成 30 年度で町が集めるべき保険税収納必要額となっております。

この収納必要額に標準的な収納率を割り戻すことによりまして、平成 30 年度に必要な賦課総額が算定されることとなっております。黄色の箇所で、賦課総額合計で 1 億 1,802 万 652 円となっております。

収納率につきましては、過去 3 年間の木古内町の平均収納率で算定されております。

下段の退職分につきましては、一般分と同様の方法で必要収納額、賦課総額が算定されておりまして、一般分・退職分合わせまして国保事業費納付金から算定した保険税総額としましては、一般・退職の黄色の塗っている部分の合計を足して、1億2,208万5,834円となっております。

次に、4ページの説明の前に、5ページのほうをお開きいただきたいと思います。

現行と改正後の保険税率の比較として、現行保険税率と改正案との違いを記載しております。

青色がついているところが引き上げになる部分です。黄色いところが引き下げ、または廃止になるところです。①の医療分につきましては、限度額については1万円の引き上げ、所得割が0.4%引き上げです。また、資産割を廃止し、均等割と平等割をそれぞれ500円ずつ引き下げる案となっております。

②の後期支援金分につきましては、限度額が1万円の引き上げ、所得割が0.4%、均等割が800円の引き下げとなります。

③の介護納付金につきましては、限度額が2万円、均等割が1,200円の引き上げで、所得割に変更はありません。なお、所得割の合算につきまして、所得割の医療費分については0.4%引き上げとなっておりますけれども、後期支援金分で0.4%引き下げ、介護分は変更なしということで、所得割の合計は現状の合計の14.4%を維持する内容での改正となっております。

それでは、下のほうの米印で賦課限度額の引き上げについてということで記載しておりますので、そこを読み上げます。

国保の算定上、区分ごとに賦課限度額が定められておりますが、当町においては、現行の限度額の合計が81万円で、国で定める法定限度額の89万円、これは30年度から93万円となりますけれども、それと大きな開きがあることから、平成30年度では限度額を4万円引き上げて、85万円とします。

これは、限度額を上げないことが中間所得層、所得割がかかっていて限度額に達していない世帯の保険料負担増につながることで、また、このたびの国保運営都道府県化が保険料水準の平準化、これは全道どこの市町村に引っ越しても同程度の保険税額になること、それを目的としていることなどの理由により、国の法定限度額まで引き上げるべきとされていることによるものです。

ただし、一度に法定限度額まで引き上げると対象世帯への影響が大きいことから、平成30年度から国の法定限度額まで、段階的に4万円ずつ引き上げることを検討しております。

参考までに、渡島管内の賦課限度額の状況を説明しますと、法定限度額を採用していないのは森町と木古内町のみということになっておりまして、それ以外は全て89万円の法定限度額を採用しております。森町の賦課限度額は29年度で85万円となっておりますので、木古内町の81万円は、管内で一番低い状況となっております。

次に、資産割の廃止につきまして、記載しておりませんが、その経緯についてご説明したいと思います。

資産割につきましては、固定資産税が算定の基礎となることで二重負担感、また町外の固定資産は対象外となっているほか、町内の固定資産でも、名義人が死亡していて未相続の場合は対象外となるなど不公平感があるといわれてきております。

このような中で、当町では賦課限度額を引き上げる際、これまで 24 年度・26 年度に引き上げておりますけれども、その都度、資産割の率を下げてきました。このたび都道府県化によりまして、保険税率の改正を検討していく中で、資産割を廃止しても先ほど説明しました、医療分・後期支援金分・介護納付金分の所得割の合計 14.4 %を維持するというところで、上げなくても可能ということになりましたので、このたびの新制度移行に合わせまして、資産割を廃止することとしたものです。

参考までに、渡島管内での現行で資産割を採用していないところは 2 町です。現在、段階的に資産割を廃止しているところがあるところが 1 町、廃止を検討中であるところがあるところが 3 町という状況になっております。

それでは、戻りまして 4 ページをお開きください。

現行税率の改正案の比較及び試算結果についてご説明します。

資料の上段の (1)、現行税率(4-2-2 方式・限度額 81 万円)と改正案(3-2-2 方式・限度額 85 万円)の比較の表をご覧ください。

現行税率と改正案につきましては、先ほど 5 ページでご説明したとおりですが、この改正案の税率を検討するにあたり参考としたのは、右側の緑色の枠の標準税率(4-2-2 方式)です。これは、当町が北海道に納める納付金を集めるために必要な標準的保険税率を北海道が示したものです。改正案と比較していただければおわかりのとおり、廃止する医療分の資産割の減収に見合う分を所得割に上乘せした以外には、大きな違いはなく、先ほどご説明したとおり、所得割の合計の率を現行と同じ 14.4 %とし、改正により所得割が増えないよう調整を行い、改正案としております。

資料中段の (2)、軽減前賦課総額の比較ですが、下段の黄色い部分につきましては、納付金算定額に基づく平成 30 年度の必要賦課総額となっておりますので、3 ページ下段で説明した保険税総額と一致しておりますのでご確認ください。

改正案では、医療・後期・介護分の賦課総額で 1 億 2,189 万 5,596 円となっております、現行と比較し 555 万 4,606 円の減額となることとなりますが、下段の黄色の部分の納付金算定結果に基づく必要賦課総額と比較しますと 19 万円程度の不足にとどまる試算結果となっております。

(3) は、改正案による影響額となっております。米印で記載しているとおり、現行税率と比較しますと、医療分の所得割と介護分の均等割が増額となるほかは、いずれも減額となり、限度額の引き上げにより増額となる世帯が 22 世帯、増減がない世帯が 8 世帯あるものの、それ以外は全ての世帯で減額となります。影響額としては、減額対象世帯で 705 世帯で、合計で 573 万 9,800 円の減額となります。増額対象世帯につきましては、22 世帯が増額となり、合計で 68 万 5,800 円が増額となります。総額では差し引きしますと、505 万 4,000 円の減額となります。

(4) につきましては、増減額の階層別の内訳となっております。100 円から 1 万円が減額となる世帯が 510 世帯で、そのうち 1,000 円以下という少額の世帯が 281 世帯となっております。なお、増額となる世帯は先ほど言いましたとおり、限度額の引き上げによるものとなっております。

続きまして、6 ページのほうをお開きください。

こちらに、改正案により試算した保険税の算出例を記載しております。

例 1 では、現行の算出上、限度額を超えている世帯の計算となっております。所得の状況は記載のとおりで、子どもが 3 人の 5 人世帯、固定資産税年額 5 万円の場合ということでの例であります。それで、緑色の付いているところが採用になる金額となっております。

この説明にあるとおり現行では、医療・後期・介護分では算出額が全て限度額を超えているということで、限度額の合算した 81 万円の課税となっております。改正後は、限度額がそれぞれ医療分が限度額を超えております。また、後期分も限度額を超えているということで、それぞれが限度額を採用した額で、介護分が限度額をわずかに下回っているということで 15 万 7,400 円のほうを採用されます。合計で 84 万 7,400 円が課税額となりまして、この世帯では 3 万 7,400 円の増額となります。

下段の 2 の例は現行の算出上、限度額を超えていない世帯ということで、世帯主と妻の収入が記載のとおりの中小学生のお子さんが二人いる世帯ということで、固定資産税が 5 万円の場合です。現行では、それぞれの合計がいずれも限度額を超えていないということで、総額のまま 54 万 2,200 円の課税額ですが、改正案で試算しますと 52 万 3,900 円ということで、1 万 8,300 円の減額となります。

続きまして、7 ページをお開きください。

こちらは例 3 ということで、40 歳未満のみで構成されている世帯の例を記載しております。収入要件は記載のとおり、お子さんが 1 人で固定資産税がない世帯の場合の例です。

この世帯では、40 歳未満ということで、介護保険分は課税されませんので、医療分と後期分のみで現行の 32 万 3,200 円ですが、改正後では 31 万 8,800 円で、4,400 円の減額となる見込みです。

下段の例 4 は、年金生活者のみで構成される世帯です。それぞれ年金収入の記載のとおり、67 歳の夫婦で固定資産税がない場合の例です。説明にありますとおり、65 歳以上のみで構成されている世帯のため、介護保険分は課税されません。また、夫婦とも所得控除後の所得が 0 円になるため、応益割が 7 割軽減となります。現行の保険税額は、年額 2 万 7,400 円の年額ですけれども、改正後は 2 万 6,500 円ということで、こちらの世帯でも 900 円の減額になります。

以上で、国民健康保険運営の都道府県単位化についての説明を終わります。

なお、国民健康保険税条例の改正につきましては、他の税制改正と合わせまして、4 月または 5 月に臨時会での改正を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

平野委員長 説明が終わりましたので、各委員より質疑をお受けします。

ありませんか。以前、北海道に移行することによって、税額がどうするのだという問いをした時に、吉田課長はおそらく木古内については下がるという予測をしたとおりの算出結果になったわけですので、数字についてはもちろん記載のとおりですし、特にないですよ。

(「なし」と呼ぶ声あり)

平野委員長 質疑はございませんので、国民健康保険の都道府県単位化については、終えたいと思いますが 1 点、吉田課長のほうから報告と言いますかありますのでどうぞ。

吉田課長。

吉田町民課長 国民健康保険の都道府県化とは関係ないのですけれども、ご報告したい要件がありますので、報告させていただきます。

昨年 6 月に、後期高齢者医療保険料の軽減判定について、厚生労働省が作成し、全国で使用されている電算処理システムの設定に誤りがありまして、青色申告を行っている世帯の被保険者の一部に、保険料賦課額の誤りが全国的に発生し、当町においても還付対象者が 1 名いたということで報告をさせていただいておりましたが、このたび同様の理由による還付対象者が新たに 4 名いることが判明しましたので、その経緯等につきまして、報告をさせていただきます。

昨年 6 月の軽減判定誤りの対象者につきましては、厚生労働省が作成した対象となりうる候補者を抽出するソフトを使用し抽出された候補者について、計算ソフトにより保険税額に誤りがないか確認しておりましたが、使用していたこの厚生労働省が配布した抽出ソフトの設定にさらに誤りがあったということで、対象となりうる候補者が抽出されていない場合があったということで、厚生労働省から報告されております。

このたび、その厚生労働省から新しく抽出ソフトの修正版が配布されまして、再度その対象となりうる候補者を抽出し、確認しました結果、当町においては 4 名の保険料に誤りがあり、還付の対象となることが判明しております。

還付対象は、平成 24 年度分が 3 名、25 年度分が 1 名で、4 名分を合わせた総額は 10 万 9,800 円で、追加徴収の対象者はありませんでした。

この還付対象となる方々に対しましては、来週、個別に訪問して、経緯を説明をしたうえで還付することとしております。以上、報告を終わります。

平野委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後 1 時 22 分

再開 午後 1 時 23 分

3. その他

<町民課>

・木古内町空き家等除却費補助制度について

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

それでは、3 番のその他に入っていきたいと思いますが、町民課の木古内町空き家等除却費補助制度についてということで、資料が今朝配付されましたので、この内容の説明をいただきたいと思います。

吉田課長。

吉田町民課長 本日、配付させていただきました、木古内町空き家等除却費補助制度について、ご説明をさせていただきます。

町では、これまで町内にある危険家屋の所有者等に対しまして、現状の写真を添えて解体等の対応を行っていただけるよう文書等をお願いしてまいりましたが、費用面の負担が大きいということで、解体が困難というかたの声を多く聞いております。

このため新年度より、空き家の解体費用の補助制度を新たに実施し、解体を促進することにより、周辺住民の安全で安心な居住環境を確保していきたいと考えております。

つきましては、その制度の概要につきまして、本日ご説明させていただきます。

1 ページのほうをご覧ください。

空き家等の解体（除却）費用の一部を補助しますとタイトルが書いてありますが、この資料は、住民向けのパンフレットの案として作成したものです。本日は、この資料よりご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、1 の補助の対象となる空き家及び対象とする経費です。

補助対象となる空き家は、概ね 1 年以上使用実態のない一戸建ての住宅、これは住宅兼店舗も含みます。または、長屋建ての住宅です。これは、全戸が利用されていないものということです。

対象となる経費につきましては、空き家及びそれに付随する家財等並びに敷地内の工作物等を解体（除却）する工事費用となっております。

2 番目で、補助対象者（申請者）ですけれども、補助の対象となる空き家の所有者で、所有者が死亡している場合は相続人等となります。

補助の対象となる空き家が所在する土地の所有者等、これは空き家の所有者等の同意書が必要となります。

この 2 番目につきましては、空き家の所有者が解体することができず放置されている場合などに、その敷地の所有者が空き家所有者の同意を得て解体する場合も対象とするということです。

ただし、申請者は次のいずれの要件も満たすこととしておりまして、一つ目の丸なのですけれども、市町村民税及び固定資産税を滞納していないこととありますが、ここが誤りですので訂正をお願いしたいと思います。①につきましては、「市町村民税及び使用料その他の徴収金を滞納していないこと」と訂正をお願いいたします。これは、全ての町税のほか水道料、住宅料などの料金等も滞納がないことが条件ということにしております。

続いて、2 番目としまして、暴力団員でないことということにしております。

次に、③の補助率と補助限度額です。

補助率につきましては、2 分の 1 です。補助限度額は 60 万円です。

なお、ここに記載しておりませんが、消費税を含んだの金額となっておりますので、ご承知おきいただければと思います。

4 番目の補助要件です。

以下の全ての要件を満たすことが条件ということで、一つ目として町内に所在する空き家で、個人が所有する専用住宅または併用住宅であること。ということで、法人は対象外としております。

2 番目、申請時点において、使用の実態がなくなってから概ね 1 年以上経過していること。

3 番目、所有権以外の権利が設定されていないこと、または設定されている権利権者全員の同意書を提出できること。これは、登記簿上で抵当権などの権利が設定されている場合でも、その抵当権者などからの同意書が得られれば補助対象とするものです。

4 番目の公共事業等の補償の対象となっていないこと。

五つ目としては、他の同種の補助金の対象となっていないこと。

6 番目、解体（除却）工事は、補助金の交付決定をされた年度の 1 月末日までに完了すること。

7 番目は、補助金実績報告日から 1 年間は、営利目的の活用及び有償による譲渡または貸与を行わないこととしております。

5 番目で、施工業者の要件ですけれども、町内に本店または営業所を有する法人及び町内に主たる事業所を有する個人で、建設業法に基づく建設業の許可または建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく解体工事業の登録を受けた事業者ということです。

この条件を満たしていれば、町に指名願い等を出しているかどうかは問わないこととしております。

この町内にある事業者に限定することによりまして、地域経済の活性化にもつながることとなります。

6 番目の申請及び完了報告に必要な書類です。ここは、記載のとおりということです。

最後です。これで、制度の概要ということで説明を終わりますが、この制度は本年 4 月から実施することを予定しておりますが、実施にあたりましては補助金の交付要綱を定めるとともに、3 月定例会において木古内町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正し、解体費用の助成ができるよう規定することとしております。

この補助制度の周知方法としましては、広報 4 月号と町ホームページに掲載するとともに、本日の説明資料としました住民向けパンフレットを窓口配置することとしております。

さらに、町が把握している危険家屋の所有者等に対しましては、この制度を活用して解体していただけるよう、文書や電話等をお願いしてまいりたいと考えております。

また、施工業者となりうる事業者等に対しましては、説明会の開催を予定しております。

以上で、木古内町空き家等除却補助制度についての説明を終わります。

平野委員長 説明が終わりました。たったいま課長からも話があったとおり、新年度からやる事業だということですが、本来定例会の中の予算委員会の中で、様々議論するのでしょうかけれども、これは新しい事業だということで、概要だけこの常任委員会のその他の案件として説明をいただきました。

予算委員会の中で、質問をすればいいのかなと思いますが、いまの段階で質疑と言いますか確認だけでもしておきたいことがあれば承りますけれども、どうでしょうか。

相澤委員。

相澤委員 3 番目に補助率と補助限度額というのがあるのですが、工事費の下限は特に設けなかったのでしょうか。ほかの町村を見ていけば、下限も指定しているところがあるみたいなのですが。

平野委員長 吉田課長。

吉田町民課長 工事費の下限につきましては、特に設けることは考えておりません。

平野委員長 細部につきましては、おそらく予算委員会の。

又地委員。

又地委員 これの財源が何かということと、これ例えば補助制度を新年度からやる。何軒でも受けるのかな。例えば、最高で 60 万円だ。例えば、100 軒あれば 6,000 万円、仮に。

これ財源によっては、ゆるくないと思うのですよ。だから、1 年間でこれだけとかというそういう設定をするのかちょっと聞いておきます。

平野委員長 吉田課長。

吉田町民課長 いま当初予算で計上する予定が 1,200 万円、20 軒分を考えております。それで、この財源につきましても、過疎債を充てるということで、予定をしております。その軒数が多くなった場合ということにつきましては、ちょっと今後検討していかなければならないかなというふうに思っております。まず当初予算では、20 軒分ということで考えております。

平野委員長 予算委員会の中で、あと質疑があればしてください。

以上で、その他案件の町民課、木古内町空き家等除却費補助制度について、終えたいと思います。

町民課の皆さん、お疲れ様でした。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後 1 時 32 分

再開 午後 1 時 33 分

<建設水道課>

・「町道橋呉線」の区域変更について

・「上ノ国第二風力計画」の報告について

平野委員長 それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

その他の 2 項目目で建設水道課で、町道橋呉線の区域変更について及び上ノ国第二風力計画の報告についてでございます。

資料が配付されておりますので早速、資料の説明を求めます。

構口課長。

構口建設水道課長 本日は、時間をとっていただきありがとうございます。

建設水道課においては、いま委員長よりご指名がありました 2 点の件について、報告させていただきます。

まず、1 点目の町道橋呉線の区域変更についてでございます。

資料のほうの 1 ページになります。

現在、町道橋呉線については 6 km、75 m ほどあります。

今回、区域変更ということでの報告になりますが、図面の右側が起点になります。海のほうです。左側が終点ということで、今回この終点の位置を変更するものでございます。

終点位置の変更により終点の地番が字橋呉、国有地になるのですが、民地の字橋呉 96 番地の 1 に変わるものでございます。このことによって延長が 2 km と 815 m ほどとなりまして、道路法の関係で終点地番の変更がある場合は、議会の議決の承認が必要となりますので、今回の 3 月定例会において上程する予定としているものでございます。

図面の説明に戻りますが、右側の赤いラインが道路用地がある区間となります。左側の黄色いラインが道路用地がない区間となっております。今回この黄色のラインの道路用地がない区間を廃道するものでございます。

変更とする要因ですが、町道橋呉線は昭和 59 年 3 月に認定しておりますが、この時に民地である字橋呉 96 番地 1 の所有者から認定をとる同意をとっていなかったということを確認

認できるものが書類として残っておらず、また、所有者からも当時そのような相談もなかったということでございます。今回、所有者についてこの道路は、自分達が山を切り開き道路を造成したものだ。仮に当時何らかの同意をしてたとしても、道路認定した時から町のほうは、一切この道路に関して維持管理をしてきていないということもございました。

そういった観点で、山の管理のため自分達が道路の維持管理をしてきたという経緯があると。近年、やはり第三者による入山、山菜とり等によることなのですが、通行によるトラブル、要はすれちがいができないとかというこういった問題の解消のためにも町道の認定を外してほしいというのが地権者さんの考え方であります。町が町道として認定したことを以上のことを踏まえると到底理解できるものではないというお話がありました。

町としましては、この経緯を踏まえた上で先日、所有者に陳謝したところでございます。

よって、道路敷地のない道路区域については、廃道処理を行うことを示した上で理解もいただいたところであります。

以上のことから今回、町道の区域変更をするものでありますので、ご理解願いたいと思います。1点目は、以上になります。

平野委員長 区切って質疑をしましょうか。これも3月定例会に出てくる案件であります。内容がないようですので、この場で質疑されるかた、あるいは本議会でされるかた、個々の考えにお任せしますので、質疑をお受けします。

竹田委員。

竹田委員 これ町道橋呉線、59年から町道認定。例えば、確かにこの間、町道として町道整備をやってきたのでしょうか。例えば、町道の管理をしてきたかどうかという部分。ただやはり、当初から所有者の承認を得ていなかったということ等もあって、地権者からは除外してほしいと。これもわかる。だけれども、いままで町道認定をして交付税ももらって、ああそうですかというわけにはいかない。逆に、橋呉町道線としてこのまま残して、用地補償すればいいでしょう。例えば、用地を買収するのにどれだけ相手との交渉をしてきたのかどうか、全くそれがなかったのか。そうでなければ町として59年から町道認定を受けて、その間の何と言うのだろう用地の借地代を見るのかどうか。ただ、ごめんなさい、そうですかと。そうしたら町道は除外しますと。それだけでは相手が納得するの。私なら納得しないと思うのだよね。その辺交渉経過含めて、ちょっと確認します。

平野委員長 構口課長。

構口建設水道課長 まず、町道管理についてでございます。現実的には、ほぼ町道管理という維持管理の観点については、行っていない状況だったということで認識しております。

廃道するという点に対する経緯についてでございますが、地権者さんのほうと協議をした上で、まずは用地買収ありきもあるのですが、いまの時点では一度町道を廃止していただきたいということで、そのリセットをした時点で次の用地を補償するかしないかというお話をさせていただいております。まず、いま地権者さんの要望としては、廃道をリセットしてから今後の協議にしていきたいということで、いま現在お話させていただいております。

平野委員長 竹田委員。

竹田委員 また本会議にでもこれ町道の変更で、議会の承認を得るわけだから、そこでも議論をできるのだけれども、ただ町道を除外してそのあと町とすれば、購入するという腹

はあるの。そこだけ。

平野委員長 構口課長。

構口建設水道課長 まず、いま現在の段階では町のほうで購入するという考えはございません。その理由といたしましては、現在の地権者さんが入山のトラブルをまず防ぎたいということがやはり大きく考えているようですので、そういった部分ではいまの段階では購入の予定はございません。

平野委員長 先ほどの質問の中で、相手方が廃道にすることだけで理解は得られているのかということに対しては、理解を得られているという認識でよろしいですか。先ほどの答弁で。

ほか。

手塚委員。

手塚委員 手塚です。

この図面を見れば新幹線の泉沢トンネルという工事現場にも私道になっていますけれども、これ工事関係者等の影響というものはないのでしょか。

平野委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後 1 時 43 分

再開 午後 1 時 55 分

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

休憩の中でも若干、補足説明がありました。町道橋呉線の区域変更については、最初に説明したとおりでございますので、終えたいと思います。

続いて、上ノ国第二風力計画の報告について、説明を求めます。

構口課長。

構口建設水道課長 2 点目になります。

上ノ国第二風力計画の報告になります。

資料のほうの 2 ページになりますが資料の右下の図面、航空写真ですが、まずこの計画なのですが、電源開発株式会社という会社が上ノ国町を事業エリアとしまして、風車を設置します。木古内町大川地区まで送電線を設置し、変電所に連系しまして、現在ある北電の送電線へ連系する計画です。

この計画なのですが、去年の 4 月に電源開発株式会社さんからはじめて事業計画の説明があったもので、木古内町内においては旧 J R 江差線の敷地内に送電線を埋設する計画であるとの報告を受けておりました。その中で、各河川に架かる鉄道橋についても送電線を添架して使用したいというお話もございました。

これを受け町としましては、鉄道橋については「鉄道」という用途が廃止になったことで、河川にとって障害物となるということで、撤去する計画であると伝えたところです。

ただ、鉄道橋の譲り受けも電源開発さんのほうで考えているということでございましたので、現状、河川を横断するためには「鉄塔」を建てて、構築していかなければならないということで、工事費が割高になるということもございました。そういった意味で、既設の鉄道橋に添架させることで、工事費を押しえられるというメリットがあるということで

す。

町としましては、当初予算に鉄道橋の撤去の工事費と撤去するための設計費を今年度計上しておりましたが、この実施を見合わせることにして、今定例会において、これに関する予算の減額をするものでございます。今回、そういうことで報告させていただきます。

河川に関してなのですが、普通河川と北海道が管理する二級河川というものがございまして、二級河川に関しては木古内川になります。ここにかかる橋に関しては、今回の電源開発さんと北海道のほうで協議も進めております。

平野委員長 説明が終わりました。こちらも 3 月定例会のほうで、この風力発電の話じゃないのですけれども、減額が出てくるということで内容については、皆さん理解しましたか。木古内町にとっては大変ありがたい話で。

又地委員。

又地委員 そうしたら、旧江差線の行政区域内の線路が敷かっていた部分は町有地だ、その場所に線を引っ張ってくる部分もあるわけですよね。その話に関しては、進んでいるのでしょうか。ということは、例えば賃料になるのか、電線を線路に敷かっていたところに埋めてくるわけだから。貸すことになるのか売ることになるのか、そういう話は進んでいるのですか。

平野委員長 構口課長。

構口建設水道課長 まず、敷地内に電源の線を埋設する計画になってございます。まだ、担当者レベルなのですが、いまの現在のお話では占用料をいただくということで話をしております。占用料といってもまだ延長も決まっているわけではございません。ケーブルの本数とかもまだ決まっているわけではございませんので、そういった分が見合った中で今後、町としては歳入を見込めるということになります。

あと補足になりますが、大川地区の変電所が立つことによって、若干の固定資産税系のほうも町のほうとしては歳入をいただくことになります。

平野委員長 手塚委員。

手塚委員 JRから撤去費用の交付を受けていると思うのですけれども、いま 1 箇所きつと撤去しなくてもいいことになると思うのですけれども、その辺の部分の返納とかはそういう部分は発生するのかわからないのか、お教えてください。

平野委員長 構口課長。

構口建設水道課長 いま手塚委員おっしゃるとおり、いま現在この鉄道橋等の撤去に伴う費用等は、JRのほうからいただいております。ただ、いただく時にこれはあくまでもJRのほうとして撤去にかかるであろう費用をいただいております、これに関する撤去をするかわからないかというのは、町のほうの判断でということになっておりますので、特段返納があるということにはならないということで考えております。

平野委員長 ほかありませんね。

(「なし」と呼ぶ声あり)

平野委員長 ないようですので、以上をもちまして、建設水道課のその他の二つの案件を終えたいと思います。

お疲れ様でした。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後 2 時 01 分

再開 午後 2 時 09 分

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

それでは、きょうの会議次第には記載されてないのですけれども、3 のその他といたしまして、先日の議員懇談会の中で。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後 2 時 09 分

再開 午後 2 時 10 分

(4) <まちづくり新幹線課>

・企業誘致について

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

先日、議員懇談会の中では行政とこれまでの進捗合わせて、企業誘致について説明いただきました。その際も様々な質疑が出たのですが、行政側からも常任委員会の調査事項として今後、取り組みたいという我々もそういう意向でしたので、きょう常任委員会の調査事項に企業誘致についてという調査を組み込むことを皆さんに諮りたいのですがいかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

平野委員長 早速、きょう調査事項といたしまして、まちづくり新幹線課、表題といたしましては、企業誘致についてという調査を進めたいと思います。

これより担当課のかたの準備をしていただきますので、それまで暫時、休憩をいたします。

休憩 午後 2 時 11 分

再開 午後 2 時 20 分

平野委員長 それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

休憩前に調査事項として新しく項目を入れました、まちづくり新幹線課の企業誘致についてでございます。

これまでの経過と先日、議員懇談会の中では説明をいただきましたが、その後の進捗等あればそれも含めて、説明をいただきたいと思います。

副町長。

大野副町長 それでは、企業振興促進条例に基づく企業の助成策に関して、ご報告を申し上げたいというふうに思います。

1 月 31 日には懇談会の場で、これまでの経過を少し説明しましたが、改めて常任委員会ですので、経過等について話をしながら、きょうは 2 月 5 日・7 日にそれぞれ地域内で事

業を営んでいる宿泊業者さんから陳情をいただいておりますので、その件を報告したいというふうに思います。

まず、この町が準備をしてきている企業振興促進のための用地につきましては、警察通と中央通の間に位置する場所ということで、地方創生、地域活性化、そして人口減少対策、人口増につながるという中で企業の進出を求めてきたわけでございます。その中で、昨年の10月に北海道銀行さんの仲介を得て、札幌のホテルを運営されている事業者さんが木古内に来て、この地については江差・松前・函館のちょうど中間地点であるということで、この中間地点で新幹線が止まり、そして道の駅も含めてですけれども、観光客が増加をしている、交流人口が増えている状況という中で、検討できるかなというお話がありました。

そのあとに、その業者につきましては、ホテル経営者につきましては、自社で建てるという考えはお持ちでなかったもので、地元の5人のかたが建設をするということで、意思固めをなさっています。その意思固めをされて、町のほうにお見えになったのが1月の19日でした。ホテル用の建物を建築したいと考えているということでございました。そのあと、23日に町長が札幌に出張した歳に、ホテルの運営を行っている事業者を訪ね、会長と会って木古内でホテルの運営をしたいとこういう意向を確認してきております。

町としましては、企業振興促進条例に基づいた手続きがはじまるであろうということで、審査を進めていくというそういう考え方を持っております。

その以前に町の企業振興策に対しまして、この地域の北海道ホテル旅館衛生同業組合の木古内支部、支部長が知内の温泉の会長さんなのですけれども、そちらのほうから陳情書をいただいております。それは、ホテルの進出に対して自分達の営業に支障が出るので、そういった誘致活動は行わないでいただきたいというような反対の陳情でございました。

それは、28年の4月にいただいておりますので、1月31日に皆さんに懇談会で紹介したあと、内容についてその陳情を受けているということに対しての答えと言いますか、返答をしなければならないだろうということで、連絡を取らせていただいて、2月7日に開催をすることにしたところです。

そして、その間に町内の5業者と知内町の4業者の連盟で町に対して、これは5日の日です。反対の陳情書の提出がございました。町長がいる時間に来たいということでございましたので、お受けすることにし、話を進めております。その中で、町のほうが一貫して話をしているのは、これは5日も7日も同じなのですけれども、地元の宿泊関係事業者と一緒に発展できるように進めたいということを話をしています。それに対しては、お見えになった皆さんは、みんなと一緒に良くなるとは思えないと。絶対に良くならないのじゃないかということ。それと、これまでの事業を行って来て、顧客も掴んでいらっしゃいますから、そのお客さんが離れていってしまうのではないだろうか。それに対する不安も言われていましたし、これまでの利用者がほかの新しいところに行かないという補償もないでしょうと。自分達がほぼ30年ほど事業を展開をしてきて、木古内町にも町にも貢献をしてきたということを考えていただきたいとこういうことでございました。

町としては、一緒に振興発展ができるというようなことを検討し、そして皆さんに内容をまた検討後の内容を返していきたい。あるいは、進出を予定されているところから書類が出てくるでしょうから、その際にどんな意向をお持ちなのか、地域への貢献、振興そういったものについて、どんなお考えをお持ちなのか聞きながら、その辺についても事業者

の皆さんには、説明をしていきたいということで、ただ同意はいただいております。

反対だということですので、その距離が町のほうのともに発展していくように進めたいという考え方と反対だという考え方が詰まっているかということ、そういう状況ではございません。

31日の時に、懇談会でも議員の皆さんに申し上げましたが、事業を行う事業者の具体的なこれは新しい事業者です。具体的な内容がわかれば、面談してその状況が確認できれば報告しますというふうに申し上げておりましたが、その段階にはいまきていないという状況です。会社の立ち上げは、まだ行われていません。また、建物の詳細について、話としては5階建て、そしてこの間見ていただいた平面図は確認はしているのですが、そういったところまでして、配置についても最終的なほうですというところが、何案かはあるようなのですが、そこが我々に示されるのがこれからということですので、資料が調べればまた常任委員会のほうに提出をし、説明をしたいというふうに思っております。

現状の報告については、以上でございます。

平野委員長 31日のあとの進捗としては、5日・7日に陳情書が出されたという部分で、その他については内容は進展はないということです。皆さん、質疑のほうは何かございますか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

平野委員長 それでは、副町長からも話がありましたので、この後、進捗等々があれば議会のほうにも報告いただくということですので、また進捗の状況を見ながら調査に入りたいと思います。

副町長。

大野副町長 企業振興促進条例で整備している内容について、地元の事業者に対する支援策がハードルが高いと。3人の新たな雇用ということになると、一旦いまの従業員を辞めさせてまた採用するですか、そんな方法でもしない限り人は集まらないのだというふうなそういう意見もいただいていたから、少し条例の内容の精査もしながら、あるいは中小企業の融資制度というのを持っていますから、そういったものの内容も見直ししながら、地元の皆さんと一緒に発展できるような方策を検討していくということで、いま進めているのを追加いたします。

平野委員長 質疑があればお受けします。

又地委員。

又地委員 いま副町長が言った3人の雇用の部分、一つの条例の中にはワンセットとしてこうなっているよね。いま副町長が言うのは、3人雇用云々の部分を見直して条例を変えたいという意味かな。条例を見直しすることかな。ちょっとその辺。

平野委員長 副町長。

大野副町長 断定的には申しません。いま検討を進めていきたいというふうに思っているところです。事業者にもその話はしてありません。

平野委員長 あくまでいまのお話ですと、地元の方々にも何らか生き残っていただく、頑張ってください策を町は新たに考えているということで、細部については当然、まだ検討中ということですので。

よろしいですか、あと何かございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

平野委員長 なければ、終えたいと思います。

以上をもちまして、まちづくり新幹線課、企業誘致についての調査を終えたいと思います。

きょうは急な調査事項として、担当課の皆さんには急な呼び出しをして来ていただきまして、ありがとうございました。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後 2 時 34 分

再開 午後 2 時 44 分

4. 閉会中の所管事務調査について

平野委員長 それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

その他の案件も全て終えましたので、次第の 4 番、閉会中の所管事務調査についてでございますが、皆さんに一枚ものこちら配付しております、今回、3 月から 6 月までということで、局長とも打ち合わせをしたのですけれども、項目立てがなかなかないというのか状況の中、一応事務局案と言いますか執行部案といたしましては、この記載のとおりのもので三つとさせていただきます。

一番については、きょうも取り上げた企業誘致について、これは継続ですね、きょうやったので。次回がいつになるのかわかりませんが、3 月以降も当然調査しなければならないでしょうということです。町民課については、局長の案でもあったのですけれども、現状、少子化が進んでいて私立保育所あるいは学童が新設されてから 1 年経過したので、現状について調査をしてはどうかということで、担当課とは一応すり合わせはしております。3 番の生涯学習課については、これは点検・評価報告書について、必ず事務調査の中でやることにしていましたので、これを入れました。この 3 点だけになります。この 3 点がいいのか、あるいはほかのものがあるのかどうかを各委員さんから意見をお聞きしたいところでございますが、いかがでしょうか。

又地委員。

又地委員 現地に行くところはないの。3 月からだ。27 日はもう決まっているのだもんね。

平野委員長 27 日は、老健の視察に行くことが決まっています。その見たあとに質疑の時間も。10 時からで順調に回れば昼前、あるいはもしかしてその他の案件等々が出てくるようであれば、1 時間早めて 9 時からの開始で午前中に終わるとい、その限りじゃないのですけれども。当然、中味が伸びれば午後からということにも可能性はありませんけれども。

吉田局長。

吉田議会事務局長 その当日は、昼から広域連合の定例会が入っているので、どうしても昼で最後が決まっているのですね。

平野委員長 そのようなことで、所管事務調査については、よろしいですか。

また何かあれば 4 番のその他、緊急を要する課題についてということで、調査事項に組

み込むことは可能ですので。

以上をもちまして、閉会中の所管事務調査については、終えたいと思います。

5. 所管事務調査報告書について

平野委員長 続きますので、5番の所管事務調査報告書についてでございますが、これもいっしょにおき委員長・副委員長に任せていただいでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

平野委員長 ざくっとできましたら、また皆さんにFAX等で配付しますので、それについて意見があればいただきたいと思いでますので、何かあればその配付前にでも我々にご意見をいただければ反映していきたくと思いでます。よろしくお願いいたくします。

ほか事務局からは何かございでますか。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後2時47分

再開 午後2時49分

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

以上をもちまして、本日の第7回総務・経済常任委員会を終了いたします。

お疲れ様でした。

説明員：大野副町長、平野病院事業事務局長、東主査、羽沢保健福祉課長

武藤包括ケア推進室長、阿部主査、西村主査、吉田町民課長、羽澤（真）主査

構口建設水道課長、福田まちづくり新幹線課長

傍 聴：なし

報 道：なし

総務・経済常任委員会

委員長 平 野 武 志